

教育民生常任委員会
予算・決算常任委員会教育民生分科会

(平成26年9月10日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。お疲れさまです。

では、昨日に引き続いて、きょうは健康福祉部の審査に入ります。

まず、土井委員は欠席の連絡がありました。石川委員も監査委員で決算審査には参加をしないということで、野呂委員は監査委員ですが、委員外議員として参加をいただいていますので、冒頭ご報告をさせていただきます。

本日もインターネット中継をさせていただきますので、ご協力よろしくお願いをいたします。

それから、本日の審査、大変多岐にわたっておるので、健康福祉部の場合は民生費と衛生費と分けて質疑、採決をさせていただきますので、ご了解をよろしくお願いをいたします。

また、審査の順序は昨日と同様に、決算、それから補正予算、一般議案という形で行わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それからあと、健康福祉部は1件、協議会も入っておりますので、後ほどまたよろしくお願いをいたします。

それでは、初めに、健康福祉部の村田部長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いをいたします。

○ 村田健康福祉部長

改めまして、おはようございます。健康福祉部でございます。

今定例月議会におきましては、平成25年度の決算のほかに、先ほど委員長のほうからもご紹介いただきましたが、債務負担行為の補正を含めた4件の補正予算、それから、条例の一部改正の議案が1件ございます。

加えまして、三重北勢健康増進センターの今後の方向性に係る協議会の開催もお願いをしております。

どうぞご審議のほう、よろしくお願いをいたします。

○ 中川雅晶委員長

栗田理事は両方、連日出席いただいています。よろしくお願いをいたします。

それでは、まずここからは、決算常任委員会教育民生分科会として審査を行います。

冒頭申し上げたとおり、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、まず、歳出第3款民生費、それから第10款教育費、各特別会計の健康福祉部所管部分についての審査をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第2項 児童福祉費（関係部分）

第3項 生活保護費

第4項 災害救助費

第5項 国民健康保険費

第6項 介護保険費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第3項 保健所費

第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

○ 中川雅晶委員長

それでは、先般、議案聴取会の中で追加請求があった資料について説明を求めます。理事者の方、よろしく願いいたします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護課の武藤です。よろしく願いいたします。

資料としては、教育民生常任委員会関係資料、健康福祉部のものをごらんください。ページは3ページになります。よろしいでしょうか。

生活保護の扶助費の説明でございます。決算書では196ページから197ページ、主要施策実績報告書では98ページです。

予算現額62億9100万円に対して、決算額は62億7281万8462円となっております。

1番、扶助費の目的は、市民の最低生活の保障と経済的・社会的な自立です。

2番、実績としましては、3ページ下の過去10年間の保護の状況の一番下の行に、平成25年度の実績を示しております。7月現在で、保護人員3923人、保護世帯は2826世帯でした。一時の急激な増加傾向から横ばい傾向へと変わってきております。

4ページに移りまして、3番、効果については、(1)平成25年度は、303世帯が生活保護から脱却しました。(2)140人に就労支援を行い、71人が就労を開始しました。就労開始件数は前年を上回っております。

4番、課題としまして、(1)保護世帯は今後も高い水準で推移するものと思われまふ。つまり、多くの、また多種多様な課題を抱えた保護世帯に対応せねばなりません。

そこで、今後の方針としまして、(2)世帯の状況を十分把握し、課題に応じた援助方針を策定して支援する。(3)収入や資産の確実な把握に努め、適正な保護を実施する。

(4)関係機関と連携を密にして支援する。(5)就労支援におきましては、今年度から保護課横にハローワークの窓口が設置されました。この窓口を有効に活用して支援します。

私のほうからは以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課の坂田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、在宅介護支援センター事業について説明させていただきます。資料につきましては、同じ資料の5ページと6ページのほうをごらんいただけますでしょうか。主要施策実績報告書につきましては84と85ページ、歳入歳出決算書は186から189ページに掲載しております。

この事業につきましては、予算現額1億5127万9000円、決算額、同額で1億5127万9000円となっております。

この事業につきましては、本市独自の在宅介護支援センター、地域包括支援センター、

そして本市の三層構造の仕組みを基礎として、高齢者福祉の初期相談窓口でありますこのセンターにつきまして、介護・福祉・医療などさまざまなサービスをその状態の変化に応じて切れ目なく利用できるよう、地域での相談支援を行うものでございまして、これにより、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めていくものでございます。

2番目の内容（実績）につきましては、箇所数が、平成25年度から水沢地区において業務開始をいたしましたことによりまして、市内全地区26カ所ということになりました。平成25年度から実施する一次予防事業にまた参画をし、地域包括支援センター及び健康づくり課と連携しながら、地域での介護予防の普及啓発や活動支援に取り組んでおります。

相談件数の推移につきましては、5ページの中ほどでございますが、表のほうにまとめてございます。年度により多少増減がございますが、数字につきましては年々徐々に増加をしておるといふ状況でございます。

これにつきまして、平成23年度につきましては、相談件数と連携・支援件数、合算した集計を行っております。

相談方法につきましては、電話によるものが増えておりますが、それ以外には、訪問件数というのが来所の数の数倍という形で増えております。これは、在宅高齢者を訪問して、その心身の状況でありますとか生活の実態を把握しながら、適切なサービスや制度の利用、関係機関との連携などにより相談支援を行っていくというものでございます。

(2)の一番下のところでございますが、看護職の配置箇所数の拡大ということございまして、平成23年度からモデル的に配置を行ってまいりましたが、6ページの上の表にございますように、平成25年度で5カ所にまで拡大をいたしました。これにより、医療相談あるいは医療機関との連携件数も増加をしておるといふ状況でございます。

5ページの中ほどでございますが、対応事例の一例を少し挙げさせていただきました。高齢者の中には、医療的なケアが必要でありながら受診をされていないというような事例が見受けられます。こうした高齢者に対して、服薬指導により日常生活ができるようになったり、緊急処置が必要な病変に気づいて医療機関につないだりというような実績がございました。

3番目、効果でございますが、まず1点目としまして、先ほども少し申し上げましたが、平成25年度からは市内全地区で在宅介護支援センターが整備され、身近な地域で相談支援ができる体制というのが整ったということでございます。

(2)でございますが、看護職を配置しました在宅介護支援センターにありましては、

介護に加えて医療の専門性を備えたことで、医療相談でありますとか医療機関との連携がやりやすくなった、そしてまた、緊急対応もできたというような事例がふえておりまして、在宅療養生活を進めていく環境づくりに効果があったと考えております。

4番目の課題及び今後の方針でございますが、1点目といたしまして、地域における総合相談窓口として、認知度は地域の中で徐々に高まってきたというふうに考えておりますが、高齢者やご家族の方の中でも、また、その居住地区での在宅介護支援センターをご存じないという方もお見えになりますので、さまざまな機会を通じて周知にこれからも努めていかなければならんというふうに考えております。

そして、今後、この在宅介護支援センターは、地域包括ケアシステムを構築していく上で、地区別の地域ケア会議を実施していくという中で大きな役割を担っていただくこととなりますので、本市としましても、十分に各在宅介護支援センターとは調整をしていきたいというふうに考えております。

2点目でございますが、地域包括ケアシステムにつきましては、高齢者のみならず、地域で支援を必要とする人を広く対象にしていくという趣旨のものでございます。障害福祉につきましても、身近な地域での相談窓口の確保というのは求められております。

こうしたことから、これまでも障害者の相談というのは行ってまいりましたが、今後、受け入れ側のスキル、相談員のスキルをさらに磨いて、十分な相談体制ができるような体制に持っていくということが必要かというふうに考えております。

3点目につきまして、看護職の配置ということにつきまして、効果が認められました。地域では、緊急時の対応に対する不安などから在宅医療に踏み出せないという高齢者も多い現状がございます。こうした中から、在宅生活を支えるために、今後も計画的に配置箇所をふやして、医療と介護が一体となった支援体制、連携体制を強化していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

おはようございます。障害福祉課長の水谷でございます。よろしくお願いをいたします。

関係資料の7ページから10ページまでを私のほうからご説明申し上げます。なお、主要実績報告書は76ページ、決算書につきましては184ページ以降でございます。

まず、7ページをごらんいただきたいと思います。障害者医療費助成事業でございます。

予算現額は7億9800万円、それに対しまして、決算額は7億7200万円余というところでございます。

私ども障害福祉課におきましては、障害者の自立と社会参加を任務目的と掲げており、この事業は、所得に対して医療費の負担が大きい方へ助成を行うことにより、経済的な理由によって医療機関への受診が抑制されてしまい、傷病が重症化あるいは手おくれになるのを防ぐことで保健の向上につなげるとともに、ご本人さんの自立と社会参加を図ることを目的としております。

事業の内容でございますけれども、身体障害の場合は1級から3級まで、知的障害の場合は知能指数が70以下、精神障害の場合は1級の方の保険診療にかかる医療費が助成の対象となります。

なお、精神障害者手帳1級の所持者の方につきましては、従来、通院医療費のみが助成の対象でしたけれども、平成24年9月から、通院医療費だけでなく入院医療費まで拡大をして、安心して医療を受けていただけるように環境づくりを行い、平成25年度からは本格的に丸々1年間が助成の対象となったところでございます。

決算額の内訳は8ページのほうに掲載のとおりでございますが、下段、下の表のほうには、対象者を拡大いたしました精神1級入院分につきまして、内数を計上しております。

拡大部分ですが、平成24年度は250万円余でございましたけれども、25年度は1193万円と大きく伸びており、一定効果があったものと認識をしております。

今後の課題及び方針ですが、この精神障害者手帳1級入院への拡大部分は市の単独事業のため、三重県に対し補助の拡大を働きかけており、引き続き補助の拡大を訴え、財源の確保に努めてまいります。

続きまして、9ページをごらんください。失語症会話パートナー派遣事業でございます。この事業は、平成25年度からの新規事業でございます。

元気で暮らしていた方が、突然脳出血あるいは脳梗塞等を患いまして、その後の後遺症により、話す、聞く、書く、読む、こういったところが困難となってしまう、自宅に閉じこもりがちな障害者の意思疎通の支援、社会参加の促進を目的とした事業で、失語症者に対する会話技術を持った失語症会話パートナーと言われる人を要請、派遣するとともに、

広く市民に向けて啓発事業を実施し、失語症あるいは失語症者の理解促進に努めました。

実績でございますが、会話パートナーとしてご登録いただいた方は、年度末で37名となっております。

また、派遣状況ですが、障害者団体連合会主催の会議や失語症友の会、障害者福祉センターの主催事業などに失語症者が参画する場合に派遣を実施し、会話パートナー派遣の延べ人数は403名、派遣総時間は1066時間で行いました。

また、この事業は、市民協働並びに障害者雇用の観点から、主に身体障害者の人たちで構成をされますNPO法人障害者福祉チャレンジド・ネットに委託をして実施しております。

効果でございますが、社会参加、他者との交流が阻害されていた多くの失語症の人たちにとって、会話パートナーによる意思疎通支援は、みずからの意思を伝えたり相手方の意思を理解するのに大きく寄与したところでございます。

課題及び今後の方針ですが、失語症の症状は人それぞれでございます。したがって、それぞれの失語症者の状況に応じた支援方法や支援技術の向上といったところが会話パートナーには望まれますし、また、失語症者と会話パートナーとのコーディネートも、両者のマッチングが大切になりますので、コーディネーターの力量が問われることとなります。

今後も、実績を積み重ねながらということにはなりますけれども、委託先とも十分連携を図り、事業の充実化を進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 松岡保険年金課長

失礼します。保険年金課の松岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料のほうは15ページをお願いいたします。保険料収納率向上への取り組みでございます。

健康保険制度を運営する上で、保険料は大切な財源でございます。被保険者の方が必要となるときに必要な医療を安心して受けていただけるよう、安定的な財政運営に努めるため、収納率向上に取り組んでまいりました。

保険料収納対策といたしましては、まず、督促状の発送、それから口座再振替を行い、さらに未納である方に対しましては、納付指導員による訪宅、それから催告書の送付、電話催告等を行ってまいりました。

中でも、一括納付が困難な場合は納付相談を行い、個々の事情の把握に努めてまいったところがございます。それでもご相談をいただけない方、お支払いをいただけない方に対しましては、財産調査を行い、滞納処分を執行してまいりました。

困難な事案につきましては、収納推進課への移管予告を送付し、何ら相談、納付がない方につきまして、収納推進課へ移管をしまして、債権の保全に努めてきたところがございます。

資料は16ページをごらんになっていただきたいと思います。平成25年度の保険料収納率でございますが、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分を除きまして、前年度比較で0.1%から1.5%上昇をしてきてございます。

しかしながら、累積滞納の抜本的な解消には至ってございません。これは、低所得の方でいらっしゃる方も一定の負担をしていただく制度の仕組みがございます。被保険者の方は、年金生活者あるいは低所得者の方が多いことから、滞納繰越になってしまうと早期の解決はなかなか困難となってまいります。現年度分が滞納繰越にならないように、早い段階からの督促・納付相談が必要であろうと考えてございます。

各世帯の生活実態を聞き取りさせていただきまして、滞納が始まる早い段階からの相談を行い、累積滞納にならないよう、日曜納付相談窓口の開設でありますとか、相談の機会を設けてまいってございます。

納付相談の際には、誓約書あるいは債務承認書の受理によりまして時効の中断を行い、資力がありながら納付に至らない世帯であるのか、あるいは、財産もなく納付が困難な世帯であるのかを見極めまして、滞納整理を進めてまいりたいと考えてございます。

また、解決困難な事案につきましては、収納推進課に移管をすることで累積滞納の縮減を目指してまいりたいと考えてございます。

それから、続きまして、資料のほうを進めていただきまして、22ページの次でございますけれども、健康福祉部資料ナンバー2の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

これは、ジェネリック医薬品利用促進通知によります……。

○ 中川雅晶委員長

補正予算は予算審査のときでいいです。ごめんなさい。済みません。

○ 松岡保険年金課長

失礼しました。

それでは、別の簿冊で申しわけございませんが、平成26年8月定例会議会決算認定、8月補正予算議案参考資料（追加分）という簿冊をお開きになっていただきたいと思うんですが……。

○ 中川雅晶委員長

それはなんですか。

○ 松岡保険年金課長

これは小川委員さんから資料請求いただきました還付加算金の件でございますが。

○ 中川雅晶委員長

大切なところですね。

その資料、どれでしたっけ。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

全体会の。全体会の後ですね。

ごめんなさい、はい、どうぞ。皆さんありますか。

○ 樋口博己委員

補正予算なんですけど、これはやるんですか。

○ 中川雅晶委員長

これ、補正予算案……。え、決算……。補正予算のほうですか。

(「決算。」と発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

決算ですよ。

○ 松岡保険年金課長

決算認定でございます。

○ 中川雅晶委員長

還付加算の。

じゃ、始めてください。

○ 松岡保険年金課長

よろしゅうございますでしょうか。そちらの1ページをごらんになっていただきたいと思いますが、還付加算金遡及返還についてということで、資料のほうを提出させていただいております。

平成25年度におきまして、本料を還付しましたもののうち、平成26年度に還付加算金を遡及して返還をさせていただきました人数、金額でございますが、表の中ほどでございます、国民健康保険料は131人、42万7600円、それから介護保険料につきましては33人、8万5700円というところでございます。

追加資料の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。以上ですかね。

以上、先般の議案聴取会の中で豊田委員から請求がありました、各課で重点的に取り組んだ内容についての資料とそこをご説明をいただきました。

さきの議案聴取会でそのほかの説明は受けておりますが、新たな説明や補足説明の部分が理事者のほうがありましたら、今お願いしたいんですが、ありませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ありませんね。

それでは、委員の皆さんからのご質疑を承りますので、よろしく願いいたします。

○ 諸岡 覚委員

決算はどこからでもいいんですよ。

○ 中川雅晶委員長

衛生費とそれから今のところ。衛生費と……あ、ごめんなさい、一般会計の民生費と国民健康保険特別会計と介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計。

○ 小川政人委員

特別会計もええの。

○ 中川雅晶委員長

特別会計もよろしいです。

○ 小川政人委員

嫌な顔すんな。

○ 中川雅晶委員長

松岡課長がおられるときなので大丈夫です。

もう行かれますか、最初に。

○ 諸岡 覚委員

それに該当するのかなのか、健康づくり市民協働事業というのはこれに該当してきますか。

○ 中川雅晶委員長

健康づくりは衛生費ですね。

○ 諸岡 覚委員

いけます。

○ 中川雅晶委員長

いやいや。

○ 諸岡 覚委員

違うの。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 豊田政典委員

追加資料をそれぞれつくっていただきましてありがとうございました。

まず一つ、いきますが、今説明いただいた5ページ、6ページ、在宅介護支援センター事業で少しお聞きしますけど、まず、平成25年度に水沢地区に在宅介護支援センターつくって、これで26カ所になって、全地区にできたということでいいのかどうか、まず確認させてください。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、坂田でございます。

はい、平成25年度で全地区にそろった、整備がされたということで結構でございます。間違いございません。

○ 豊田政典委員

平成23年度から比較すると、1カ所ずつふやしてきてやっと全地区そろったということ

で、その1年間の事業効果というのも一つは確認できましたが、6ページの4番の(1)のところに、在宅介護支援センターの認知度はまだまだ十分とは言えない。周知がこれからも必要があるんだと書いてありますけど、これは、何らかの調査をした結果として、認知度というのは数値的に把握しているんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

これにつきましては、3年間に1回、介護保険事業計画を策定するに当たりましてアンケートを実施しておりまして、一般の高齢者の方でありますとか、介護を受けておられる方等に、在宅介護支援センターをご存じですかというような質問項目がございまして、これを見ていく中で把握はできるということでございます。

○ 豊田政典委員

直近の数字を紹介いただけますか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

ちょっと手元にアンケートそのもの、今持ってはおらないんですが、この在宅介護支援センターそのものをご存じないという方が約3割ぐらいお見えになるというような状況がございまして。

ということで、まだ十分に周知がされていないという点が見受けられるということでございます。

○ 豊田政典委員

認知度としては70%ぐらいだということですね、わかりました。

70%でも決して高くはない、十分ではないということだと思いますけど、一般の高齢者プラス介護を受けている方とかが見られますよね。そうすると、介護を受けている方は認知度は当然高いと思うんですけど、対象者をもう少し丁寧に教えてもらえますか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

ちょっとお待ちください。

済みません、ちょっと今手元にアンケートそのものの結果を持ち合わせておらないもの

ですから、ご用意させていただいてご説明をさせていただきたいなと思うんですが。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

申しわけございません。

○ 豊田政典委員

データは後でいいんですけど、介護・高齢福祉課自身はその認知度が十分ではないということ課題として挙げていただいたということは、やはり重く受けとめなきゃいけないと思うんですよ。だから、70%というのも決して高くないだろうし、もしかすると、一般ベースというか、全高齢者から見て、認知度というのはもう少し低いかなど思ってお聞きしているんですけども、だから、これは周知を引き続き図っていくというので、具体的にはどんな方法で周知しようということでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

例えば、広報よっかいちにそうした記事を掲載する、あるいはホームページもごございますので、ホームページの中でこうしたものを紹介していく、あるいは、事業者との連絡会がごございますので、事業者に対してこういう在宅介護支援センターの存在というものを広く地域の方にお知らせいただくように働きかけるということもごございますし、私ども、出前講座等で介護保険制度の紹介をさせていただく機会もごございますので、あるいは民生委員さんとのいろいろな協議をさせていただく場もごございますので、そうした機会も通じてPRをしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

関連事業ということで、改めてつくってもらった事業ですから、しかも多額の予算を使っています。今言われた方法というのは、これまではやってきていなかったことなんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

これまで全くそうした面でのPRをしてこなかったということではございませんが、不十分だったなというふうに考えておりました、先ほど申し上げた点につきましては、改めて力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

3年に一度のアンケート調査の結果だということですが、それを改めて見て、70%ということで、これを重く受けとめていただいて、新たな方法も考えながら、まずは知ってもらわないと始まりませんので、改善をいただきたい。

それから、看護職のモデル配置の話をご報告いただきました。内容とか件数を見ると、利用件数も伸びてきているし、今まで5カ所ですか、平成25年度は5カ所やったと。平成26年度以降はこれを全在宅介護支援センターに拡大していく方向なのかなと思うんですけど、そういった具体的な計画というのはあるんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

第2次推進計画、これは3カ年の計画でございますが、平成26、27、28年度の3カ年で4カ所ずつふやして行って、12カ所ふやす。それで、現在の5カ所と合わせて、結果的に17カ所に持っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

今年度平成26年度は既に4カ所増設しているんですね。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

はい、今年度4カ所増設、新たに配置をさせていただいております。

○ 豊田政典委員

わかりました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほか、この在宅介護支援センター事業について、関連の質疑の……。

○ 樋口博己委員

相談件数の推移で、ちょっと平成23年度と24年度は推計が違うということで、数字はあれなんですけども、年々ふえているということで、これは相談件数、電話も含めて、何か集中する時間帯というのはあるんですか。午前中が多いとか、夜間に多いとか、そんな統計というのとはっているんでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

申しわけございません、時間帯までの集計はさせてもらっておりません。

以上です。

○ 樋口博己委員

集計しなくても、感覚的にどうなんでしょうか。時間帯というのには偏っているのか、それとも昼間に満遍なく相談が多いとか。これは24時間体制だと思いますけど、夜間の人的な体制の問題もあるかと思いますが、感覚的なものでもいいんですが、わかれば。

○ 瀬古介護・高齢福祉課課長補佐

介護・高齢福祉課の瀬古でございます。

感覚的なところというところでなんですけど、今現場の職員から聞いている中では、どの時間帯が特に忙しい、あるいは電話が多いということは特に聞いておりませんので、日中満遍なくだと思います。

夜間については、基本、在宅介護支援センターの職員も、日勤といいますか、勤務で、連絡が事業所に入れば職員に連絡をとる体制をとっておりますので、夜間が頻繁に出てい

かなきゃならないということも聞いておりませんので、やはり日中が主ということで、一部、やはり夜間でも対応しているという形だと思います。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。

それでは、先ほど豊田委員からもありましたけども、看護師の配置したところが現在5カ所ということで、看護師を配置することによってさまざまな効果があるというような説明がありましたけども、看護師が配置されることによって、医療に関する相談件数もふえているというところですけども、これもやはり、看護師は基本的に昼間配置されているのだと思っておりますが、やはり昼間で十分対応可能だということなんでしょうか。それとも、夜間なんかも交代で、相談の対応とかもそういうふうにしてみえるのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

夜間につきましては、職員としては事務所に配置はされておられませんので、携帯電話を持って、連絡が入れば即対応ができるというような状況の中で対応しておるということでございますので、もし夜間にそういう緊急事態が起これば、対応していただく体制になっておるということでございます。

○ 樋口博己委員

すると、今、各5カ所配置されていますけども、例えば常磐地区なら常磐地区で、今晚は誰々が担当で、携帯電話等で緊急連絡をできるような体制をとっているという意味なんでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

それぞれの在宅介護支援センターは独立した人員配置になっておりますので、その施設の中でこの人が対応するというような体制の中で運用されておるということでございます。

○ 樋口博己委員

それで体制が組めればいいんですが、ちょっと心配したのは、今後箇所がふえてくると、例えばエリアで、輪番制か何かで、そういう夜間ももう少し充実した対応もとれるのかなと思ったんですけども、今後は平成26、27、28年度とだんだんふえてきて、そんなようなことはお考えなんでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

この在宅介護支援センターを実際委託しておる事業所は、ほかにも事業を行っておって、医療職の配置もごございますので、この法人の中で、その辺は何らかの手だてを講じて対応する体制を整えていただくというようなことになると思います。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そういう体制が組めれば結構ですので、順次、計画どおり看護師の配置、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ほか、この在宅介護支援センター事業について関連の質疑はありませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、一件、ちょっと私のほうからも。

四日市市は、この在宅介護支援センターというのを残して、地域包括支援センターと市と三層構造というところで、これはいいシステムとして誇るべきものやというふうには私は基本的には思っているんですけども、ただ、昨今、現場とか市民の方から聞こえてくる声の中に、地域包括支援センターの役割と在宅介護支援センターの役割というのは一応役割分担されていて、主に、例えば予防とか成年後見というような、虐待であったりとかというのは地域包括支援センターが担うと。その他、大体今言った相談とかというのは在宅介護支援センターで担うということなんなんですが、そのやりとりが少し乱雑になっていて、

いろんな相談が入ってきて、いや、それは在宅介護支援センターではなくて地域包括支援センターですと。逆のこともあるかもしれないですけども、そのやりとりが少し乱雑になっているということを多少耳にすることがございますので、本来、三層構造というのはすばらしいシステムやと思うんですけども、そういうデメリットの部分も是正をしていかなきゃならないという部分も多分にあるのかなと。

そういうことをしながら看護師の配置をすることによって、よりメリットが拡充されるのかなと思いますので、利用者とか利用者の家族にとって、それが在宅介護支援センターであろうが包括支援センターであろうが、そんなことは余り関係ないということがありますし、先般も、三菱総合研究所の岩名研究員さんが来られて、インテグレイテッドケアやと、統合やというふうにおっしゃっていた、その辺の部分も含めて、この辺も統合というところに向けていくところにおいては課題かなというふうには思うんですが、その辺の、今後は是正であったりとか、そういうところの注意をしていただくというようなことも、所見としてあればいただけますでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

ご指摘いただいたとおり、この体制をつくり上げて年数がたってきて、それなりにこれがかうまく機能しておる部分と、ご指摘のとおり、見直しをしなければならん部分があるかというふうに思います。

これにつきましては、私どもも、それぞれの事業者の連絡会でありますとか、さまざま各法人とお話をする機会がありますし、あるいは市民の方からそうしたお声を聞いたりするようなことにつきまして、常にこれを是正する、修正して行って、一番大事なのは来年度から始まる地域ケア会議、これは地域包括支援センターと在宅介護支援センターが手を組んでやっていただかないといけないものですから、これがうまく機能するように、特にこれからは、こちらの行政としてのかかわりが深くなっていくというふうに考えております。

これまでうまく機能していた部分とさらに修正すべき点、整理しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃるとおり、地域ケア会議をしていくという中においても、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの関係とか、その中の意思統一であったりとかというのは大変重要なことだと思いますので、ぜひ進めていただけますようお願いをしておきます。

ほか、この件に関連して。

○ 川村高司副委員長

今回改めてつくっていただいた資料で、課題及び今後の方針等々は、対ユーザー側というか、利用する側に対してさらなる周知を図るであるとか、利便性を上げる等々が記入されているんですけども、これを一つの職場として見たときに、働く側というか、この拠点、在宅介護支援センター各箇所の例えば人手不足の問題であるとか、勤務体系の24時間365日体制であるとか、そういった現状の課題というのはいないんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

このそれぞれの在宅介護支援センター側でのいろいろな課題というのは、各事業所でさまざま感じている部分はあるかと思います。そして、これにつきましては私どもも、そうした面での課題が一体何なのかというのは、各在宅介護支援センターを集めた会議等でそれぞれアンケートをとったりしながら、あるいはその場で意見交換をすることで、解決の方向に持っていくように努めてはおるんですが、確かに少ない人員体制の中で高齢者がふえていくという状況もございますし、多岐にわたる高齢者のいろいろな困難事例もございますので、確かに在宅介護支援センターが抱える課題というのはさまざまあるというのはおっしゃるとおりで、それについて、行政としても、それは事業所が考えることということでは決してなくて、私どもがそれについて解決の支援ができるようなものについては努力をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○ 川村高司副委員長

基本的に、365日24時間体制というサービスの提供というのは、受ける側はメリットは非常にでかいんですけども、提供する側の立場とすると、非常に過酷な労働環境が裏返しに存在しているので、お金だけ出して実務レベルのことは知りませんでは、世間によく言われているブラック企業じゃないですけども、職場としてそういうこともきちっと見

定めた上でサービスの拡充というものをやっていかないと、現場にはかなり負担だけかかってというようなことになりかねないので、その辺のことも注視しながら事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

答弁はいいですか。

○ 川村高司副委員長

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、在宅介護支援センター事業以外のご質疑を承りますが。ありませんか。

○ 豊田政典委員

以外でも。

○ 中川雅晶委員長

以外で。

豊田委員。

○ 豊田政典委員

次は9ページ、10ページ、きょうの資料です。失語症会話パートナー派遣事業についてお聞きしますが、まず平成25年度1年間で対象となるというか、失語症の方は何人ぐらいいたのかというのをまず教えてください。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長、水谷でございます。

失語症会話パートナー派遣事業を始めるに当たりまして、失語症ということで身体障害者手帳をお持ちの方というのは非常に少ないのでございますけれども、失語症を患ってみ

える方の人数は約1000名程度でございます。その中で、失語症友の会に入ってみえる方はおよそ60名でございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

1000人ぐらいのうち、友の会という団体に入っているのが60人ぐらいだと。

そうすると、9ページ、10ページ、いろいろ数字は出してもらったんですけど、その60人の方に限定というか偏っているんじゃないかという心配があるんですけど、そのあたりの実態というのわかりますか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

確かに、先ほど申し上げました約1000名というのは、全国失語症友の会が調査をした全国的な調査が約50万人というふうに言われておりますけれども、そこから推計をした、はじいた数字でございます。身体障害者手帳を実際お持ちじゃない方、非常に軽い方もその1000名の中には含まれております。

この失語症会話パートナー派遣事業の対象の方は、原則として、身体障害者手帳をお持ちの方というところで限定をしておりますので、若干、手帳をお持ちじゃない方はこの事業の対象からは外れていくというふうなところがございます。

したがって、その辺のところをカバーするために、病院のほうの言語聴覚士の方の診断に基づきまして、失語症の症状が見られる、そういった方につきましては、この事業の対象として含めております。

ただ、1000人に対して会員の数が60名ということでございますので、まだまだこの事業の対象の方が限定されているというふうなところはご指摘のとおりでございます。

○ 豊田政典委員

もう一度確認するんですけど、1000人というのは、全国失語症友の会が50万人だから、四日市の人口で計算した結果が約1000人じゃないかということですよ。

それから、身体障害者手帳に登録している失語症の方が、これは何人になるんですか。

○ 田中障害福祉課副参事兼課長補佐

障害福祉課、田中です。よろしくお願いします。

身体障害者手帳の音声、言語、そしゃく機能障害の手帳を所持している方は、平成26年4月1日現在で116名の方が手帳の所持をしていただいております。

以上です。

○ 豊田政典委員

116人、今三つぐらい言われましたが、そしゃく障害とかね。そうすると、失語症に限定した数字はわからないの。

○ 田中障害福祉課副参事兼課長補佐

この音声、言語、そしゃく機能障害というのの中には、失語症だけを含んでいるわけではなくて、それ以外の音声機能、言語機能を喪失された方、例えば喉頭がんなんかで喉頭を摘出されて音声を発することができない方なども含まれてまいります。

以上です。

○ 豊田政典委員

そうすると、いずれにしても、失語症と認定されたかどうかは別にしても、そういう116名の方は失語症会話パートナーが有効な方だと考えていいんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

失語症会話パートナー派遣事業の対象の方は、あくまでも、現在のところ、脳梗塞や脳卒中、脳の疾患が原因で、書いたり読んだりしゃべったり、そういったところが阻害されている方が対象でございますので、喉頭がんの摘出等によって、脳はクリアですけれども発声ができないというふうな方につきましては、この事業の対象としてはおりません。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

完全にわかっていないかもしれませんが、現在の対象者が原因でかなり条件をつけているんだと。それは脳であるとか頭部外傷とかそういうことで、とにかく意思疎通機能に障害がある方ですよね。その絞り込む理由というのがよくわからないんですけど、喉の病

気であっても、有効なら、今後でもいいんですけど、考え方として拡大するのも一つの考え方かなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

例えば、喉頭がん等の摘出によって発語が困難な方は、また別の日常生活用具でそれを補うツールがございまして、その発声練習をしていただくことによって会話のほうがある程度可能になるというふうなところがございます。

ただ、脳が原因で失語症を患った方につきましては、会話、しゃべるだけではなくて聞くこと、それから物を読んだりするのに書いてある中身を理解すること、そういったところも含めて総合的に阻害されていると。意思疎通の部分で非常に障害が重度であるというふうなところを捉えてスタートした事業でございます。

ただ、今後の方向性につきましては、そういった方を支援するパートナーのスキルアップというふうなところも当然伴ってまいりますので、短期、中期的に見れば、まずは脳梗塞、脳卒中等によって失語症になった方のご支援をメインにしていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

別に否定するものではないんですけども、一つには、失語症であっても友の会の会員しか知らないとか利用していないというのでは、これは問題だと思うし、それから今の条件、脳障害とか、そういうのを拡大して有効性のある事業であれば、今後また検討してもらい必要があるのかなということを感じたのでお聞きしました。

それから、1000人というのと60人とか100人というのは桁が違いますから、そのあたりの周知方法とか、利用を促すというか周知とか、そういったところも、より、特定の団体のためではないかと言われないように、改善すべきところはしていただきたいと思いました。

それからもう一つ、きょうの資料では、どうも読んでいくと、この失語症会話パートナー派遣の対象事業というか対象場面というのが延べ403人とありますが、公開講座とか養成講座ですか、公開講座、限られた講座等に参加する際に派遣するとどこかに書いてあったな。9ページのどこかにあるんですけど、そもそも目的のところを讀んでみると「失語

症者の社会参加の促進を図る。」となっているんですね。

だから、10ページのところの一番最後に、「様々な場面への派遣を通して」どうのこうのというのは今後の課題として書いてあるんですけど、まだ新しい事業ですけれども、社会参加の促進だということであれば、場面を限るんじゃなくて、より拡大したときに、機会に、社会参加したいと思うときに派遣できるようにしていくべきじゃないかなと。これは今後の話ですけれども、思いながら聞いていたんですけど、このあたりを確認させてください。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

ご指摘のとおり、失語症会話パートナー派遣事業につきましては、まだスタートしたばかりでございます。失語症会話パートナーの方のいわゆる力量というふうなところが非常に問われますので、個別派遣、例えば失語症の方が銀行へ行ったりとか、どこかに用事で出向いたりするときに派遣をさせていただくというふうなところまではまだ至っておりません。現状では、障害者団体さんが開催する会議であったり、障害者福祉センターが主催する失語症の方が大勢参画するような行事に出向いて行って、会話のパートナーとして、会話パートナーご本人さんの力量も高めながら、それぞれ利用される方の支援をさせていただくというふうなところで、歩み出したばかりでございます。

そこでとどまることなく、会話パートナーさんの養成をこれから進めて行って、将来的には個別派遣のほうへつなげていくというふうなところを目標に頑張っていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

豊田委員、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

傍聴、報道機関さんが入られていますので。ご報告させていただきます。

ほか、この四日市市失語症会話パートナー派遣事業について、関連の質疑のある委員は

おられますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

私のほうから一件だけ。この四日市市失語症会話パートナー派遣事業は当初は市単でスタートしたと思うんですが、今決算の内訳を見ると、国庫支出金と県支出金という形で内訳が出ているんですが、この辺をもうちょっと詳細に説明いただけますでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

失語症会話パートナー派遣事業につきましては、障害者総合支援法の中の地域生活支援事業という事業に意思疎通支援の事業というのがございまして、その中で、例外的に平成25年度はお認めをいただいております。

といいますのは、意思疎通支援につきましては、この失語症会話パートナー派遣事業、まだ全国的にはこの事業を実施しているところは非常に少なく、国のほうでも正式に位置づけをしているわけではなく、毎年毎年申請を上げていって、認めていただけるかどうかというふうなところがございます。

ただ、国のほうでもこの事業の重要性についてはご理解をいただきまして、特にこの立ち上げ期につきましては、見ていただきますとわかりますけれども、279万円ほどの決算額のうち160万円ほど、約4分の3でございまして、補助をつけていただくことができました。今年度、平成26年度以降につきましても、毎年毎年助成申請のほうを上げていって、協議を進めながら、補助のほうをとりつけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。では、平成26年度も確実ではないということですかね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

はい。まだ、つけていただく予定にはなっておりますけれども、確定はまだしておりません。

○ 中川雅晶委員長

ぜひこの辺も強く、確定できるような、恒常的にそういう補助が受けられるようなことを、ぜひ四日市から声を上げていただきたいと思いますし、この辺の国の4分の3の国庫補助があれば、もう少し、最後の4番の課題及び今後の方針というところで、その派遣に当たって両者のマッチングを図るコーディネーターの力量が問われるという、そこら辺のスキルアップであったりとか、しっかりと障害者雇用にこの部分でつなげていけるとか、また、社会参加のさまざまなところに派遣を拡充していくということが可能になっていくと思いますので、あわせて検討いただかなきゃいけないと思うんですが、その辺、ご所見だけ伺っておきます。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

平成25年度、この失語症会話パートナー派遣事業を始めるに当たりまして、厚生労働省のほうとも協議をさせていただき、厚生労働省のほうで、全国の課長会議の資料の中でも、この四日市の失語症会話パートナー派遣事業につきましては、こういうのを実施しているというのを取り上げていただきました。

また、厚生労働省の担当の部局のほうからも、何度もこの派遣事業につきまして詳細の説明を求められまして、うちのほうからも多数の資料を国のほうへ提出しております。

そこらあたりの動きにつきましても、県のほうにはその都度伝えて、今後のこの事業の拡大というのを、四日市だけではなくて全国のほうに広めていただくようお願いをしておりますし、先進地ということで視察のほうも受けておる状況でございます。

そういったところから何とか補助も取りつけながら、事業の拡大、ご指摘のとおり、コーディネーターさんの力量といいますか、そこらのところは非常に重要なところでございますので、何とか事業の拡大のほうを、財源の確保もあわせて進めていながら拡充を図ってまいりたいと思っております。ご支援のほど、よろしく願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

ぜひ国庫の補助を恒久的にさせていただいて、それで、要は一般会計の部分の負担が少なくなりましたよということではなくて、それがよりコーディネーター力の拡大であったりとか、派遣の社会参加の拡充であったりとかというところにぜひ使っていただくようお願い

いをしておきます。

○ 川村高司副委員長

ちょっと勉強不足で済みません。失語症会話パートナーでレベルアップを図るという、レベルアップというのは、コミュニケーション機能をなくしてしまった人、実際もうちょっと具体的に教えていただいているのですか。この失語症会話パートナーになる養成講座、要は国家資格とかそういうものではまだないんですよね。その規定とか難易度というか、誰でも受けたらすぐなれてしまうものなのか、ちょっとその辺の。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

まず、ご指摘のとおり、失語症会話パートナーというのは国家資格ではございませんので、私ども四日市市のほうが独自に養成講座を組みまして、実施をしております。そのカリキュラムにつきましては、先進的なところ、東京都のほうが実施をしている養成講座を教えていただき、市立四日市病院の言語聴覚士の協力を得て養成講座というふうな形で実施をしております。

失語症というのは人それぞれによって症状が違います。例えば、ハンカチを目で見て、頭の中ではこれはハンカチというふうにわかっているけれども、言葉に出すときに、例えば鉛筆というふうにしゃべってしまったり、そういった会話がなかなか難しい場合、あるいは、人の話を聞いたときに、少し複雑な話になると全く理解ができなかったり、その辺のところ、脳のどこが障害されているかによって、人それぞれ症状が違ってまいります。

会話パートナーは、例えば、この人は物を見てこれはハンカチだということを理解しているのかな、あるいは今から本人さんが何をしゃべろうとしているのかなというふうなところを見抜いて補助をするというふうなところが大事になってまいります。

非常に会話パートナーさんの力量というのが、何と申しますか、すぐにレベルアップが果たせるわけでもありませんし、それから、わずかな講座を受けていくことですぐに会話パートナーとして役に立つかというところ、なかなか難しいところがございます。

ですので、今はなるべく、障害者の方との交流会というふうなところも実施をする中で、多くの会話パートナーさんが多くの失語症の人と接していただくことで、実践を重ねることで力量を少しずつ少しずつ上げていくというふうな、ちょっと時間がかかりますけれども、そういったところを中心に実施をしているというふうな状況でございます。

以上です。

○ 川村高司副委員長

その辺、非常に難しいところがあって、例えばコミュニケーションを補うというのでは手話があったりとかで、手話であれば非常に理解もしやすいんですけども、先ほどの説明からすると、本当に心の中身まで読み解くようなスキルがないと、本質的な機能保全というか補助にはなり得ないのかなという。

だから、その辺が難しいから国家資格にもなかなか得ないものであって、ただ、先ほどの説明でいくと、先進的なのが東京都であったり、逆に言うと、ほかの他府県から視察に四日市に来ていたりとかで、本当に非常にデリケートで難しいレベルが求められることを、市民協働、障害当事者の参画とか、そういう観点からではなしに、より専門的な観点から、行政側として確立させてから業務委託とかというのがあるべき姿なのかなと、今の説明を聞いて私は思ったりする。

ちょっとわからないのが、9ページに、平成25年度養成講座修了者というのは23人で、ちょっと私が見方がおかしいんですかね、10ページのほうで、失語症会話パートナー養成講座、開催されて、修了者が26人で、登録者が24人、これとこの数字のそごというのは、私の表の見方がおかしいんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

会話パートナーの養成講座は全6回を開催しまして、26名の方が修了されたんですけども、失語症会話パートナー派遣事業のほうにご協力をいただき、この事業の中身のご理解をいただき、協力するという事で登録をしていただいた方が、26名のうち24名ございました。

ただ、この事業を続けていく中で、お一人の方が登録をやめられましたので、結果、9ページのところで、平成25年度の年度末で最終的に23名の方というふうな数字になってございます。

以上でございます。

○ 川村高司副委員長

ようわからんですけど、本当に病によってそれまであった機能が機能しなくなった人の

思いからすると、本当にそういうサービスがあるのであれば受けたいという思いをすごい期待されると思うんです。それに応えるだけの事業として、さらに努力していただければと思います。

とりあえず私のほうからはここで終わります。

○ 小川政人委員

ちょっと関連。9ページは登録者数と違うの。養成講座修了者と違うやろ。登録者数やろ。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

済みません。ちょっと説明不足で申しわけございませんでした。

会話パートナーとして年度末でご登録をいただいている総人数が37名おりまして、このうち、平成25年度の養成講座を修了された方が、修了者としては26名の方だったんですけども、年度末の37名の人数の内数が23名というところがございます。

以上です。

○ 小川政人委員

ということは、37人の登録人数の中で、平成25年度に講座を修了した人が23人ということだね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そうでございます。申しわけございません。

○ 小川政人委員

ここの数字と、10ページの数字とはまた別の話ということでもいいんやな。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

別といいますか、平成25年度の養成講座を受けていただいた方は実は26名おり、登録をいただいた方が24名だったんですけども、年度末には23名になったというところがございます。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、それは平成25年度のことであって、ここに書いてある登録人数というのは25年度以外の人もおるということでしょうか、9ページの場合は。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

はい、そうでございます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、この失語症会話パートナー派遣事業について、ご質疑ございませんでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、ちょうど1時間経過しましたので、このあたりで10分程度休憩をさせていただきます。再開は、あの時計で11時20分です。よろしくお願いいたします。

11:10 休憩

11:20 再開

○ 中川雅晶委員長

じゃ、お疲れさまです。再開します。

ちょっと冒頭謝らなきゃいけないんですが、訂正させていただきます。採決は、民生費と衛生費と一緒に採決をさせていただきますので、質疑は別々に、衛生費と民生費分けま
すけれども、採決は一緒ですので、訂正させていただきます。

それでは、引き続きまして、委員の皆さんから質疑を承ります。よろしくお願いいたします。

小川委員は午後からですか。

○ 小川政人委員

言わなあかんの。

○ 中川雅晶委員長

いやいや、時間がかかるんやったら午後からでも結構ですけど。

○ 諸岡 党委員

民生費でいいんですよ。

○ 中川雅晶委員長

民生費です、民生費で。

○ 諸岡 党委員

生活保護のところなんですけれども、この主要施策実績報告書の98ページのところで、指標が生活保護相談件数で目標1750件以上となっていますよね。あと、どこやったか、別のところで就労支援何件とかいうのもあったかと思うんですけれども、まずそもそも論なんやけど、指標で生活保護相談件数1750件以上という、件数を何件以上相談を受けるといふ目標設定というのは、この目標設定することによって何か意義があるのかなというところなんですけど。例えばこれが1500件でもよかったかもわからんし2000件でもよかったのかもわからんのやけど、目標数値がね。何でこの何件以上相談を受けなあかんという目標を立てるのかなというのをちょっと聞きたいんですが。

そんなもの何件だろうが、仮に200件であつたら200件に越したことはないわけですよ。相談する人がそんだけ少なけりゃ少ないほうがいいんやし。3000人来たら来たで、それはそれで適切に対応していけばいいんであつて、来るもの拒まずで相談来たら親身に相談すればいいんであつて、何件以上相談を受けなあかんという理屈がようわからんのですけど。それを教えてください。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護課、武藤です。よろしく申し上げます。

確かに、先ほど諸岡委員ご指摘されましたとおりで、1750件以上という指標なんですけ

ども、これは私どもの努力で何とかなるということではなかなかないかと思えます。

ただ、生活保護につきましては、これが例えば生活保護世帯であるとか生活保護を開始した件数であるとか、なかなか指標を立てにくい部分がございます。このあたりは、今後、何が一番指標としていいのか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

目的はあくまでも、適切な保護を実施できるようにするという目的があるわけだから、やっぱり何件以上相談を受けるというのが、その指標というのはちょっと違和感があるなと思ひまして、また改めていただければなと思ひます。

就労支援のところで、ごめんなさい、さっき見ておったんやけどもページがわからんようになってしもたんやけど、例えば平成25年度で、就労支援の状況で、支援者数が140人ですか、支援回数2560回とか書いてあるけれども、これは分子ですよ。分母、母数は、本来どれぐらい必要やった、支援が必要な人数がどれぐらいに対しての140人やったかというのをちょっと教えてもらいたいんですが。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

正確な数字というのは今のところ把握しておりませんが、去年のこの教育民生常任委員会で調査したところ、376人だったかと思ひます。

以上です。

○ 諸岡 党委員

そうすると、例えば、376人本来必要なことに対して140人分しか就労支援ができていないというのは、その原因分析というのは、例えばケースワーカーの数が足らんとか、あるいは何遍支援しようとしても本人が応じなかったとか、その辺の分析をちょっと簡単に。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

まず、この支援は本人の同意をとった上でやる支援ですので、同意をとるということですね。あと、支援していない方についても、ケースワーカーが、例えばハローワークには週1回以上行きなさい、面接は月1回以上受けてきなさいという指導をしておりまして、

その報告についてもさせておきますので、支援をしていないからそのまま放っておいたということではございません。

ただ、そうですね、140人という数字は私自身もちょっと少ないかなというふうに思います。これは、担当ケースワーカーがまず本人に了解をとりまして、了解をとった上で今度は就労支援員へつなぐという形をとっておりますので、ケースワーカーによって、就労支援をお願いするケースワーカーとお願いしないケースワーカーのばらつきがあるかなというふうにも考えております。

ただ、そのあたりは支援する人に、必要な人には支援を受けさせなさいという指導は徹底しております。

私のほうからは以上です。

○ 諸岡 党委員

ごめんなさい、ちょっと最初のところがわかりにくかったので、もう一回端的にお聞きするんですけども、そうすると、三百六十何人分の140人というのは、この支援を受けられなかった人というのは、簡潔に言うと、自分でそれを拒否したというイメージでよろしいんですか。おおむね、全部というわけではなく。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

拒否したというよりは、拒否した人もおりますけれども、支援をせんでも自分でハローワークへ行って探しておるといの方もみえます。

○ 諸岡 党委員

ありがとうございます。

続けて、ケースワーカーの方というのは今全部で何人いて、1人当たり何人ぐらい担当されているんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

ことしの4月からまた1人ふえまして、29名になりました。1人当たり99世帯を持っております。

以上です。

○ 諸岡 党委員

1人当たり99世帯担当するというのは——ごめんなさい、私はちょっと専門家じゃないので多いのか少ないのかわからんのですけども——一般論として、全国標準から見たときにその人数はどうなんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

社会福祉法で定める世帯数は、1人当たり80世帯です。ですから、今のところケースワーカーは6名足りないということになってきております。

以上です。

○ 諸岡 党委員

ちなみに、これは決算から外れてどっちかという予算になってくるかわからんけど、その増員、6人足らんのなら足らんで増員する予定というのはあるんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

毎年、要求の段階では、足りない分、人数だけ要求しております。

以上です。

○ 諸岡 党委員

ありがとうございます。一旦やめます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、この生活保護についてご質疑のある委員の方。

○ 豊田政典委員

生活保護事業の目的は大きく二つで、適正な保護をすることと、それから経済的・社会的自立を促すということで、まず、諸岡委員の質問、もう少しお聞きするんですけど、なかなか適正な保護のほうで指標を立てにくいということの中で、相談件数1750件以上と置いたのは、想像するにですよ、今の保護課の体制でなかなか応え切れていないので、100

あるとして90とか80しか相談に応じられていないので、それを100%相談を受けられるようにするというのならわかるんですけど、そういう意味なのですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

そういう意味ではございません。相談に来られた方については100%相談に乗っております。

○ 豊田政典委員

だとすれば、諸岡委員が指摘されたように、指標のあり方というのを改善すべきだと思いました。

就労支援のほうですけども、昨年度のこの教育民生常任委員会で、所管事務調査か決算審査で特に取り上げたと思うんですが、同じ140人の数字とかケースワーカーの人数等について議論したんですけども、詳しく記憶していないので、もしかすると同じ議論の蒸し返しになったら申しわけないんですけども、お許しいただくということで。

まず数字的なところで、似たような表ですけど、もともとの決算常任委員会資料の健康福祉部17ページの表を見ながら教えてほしいんですが、今言われた就労支援の対象人数が376人ではないか、まあ、正確ではないかもしれないけど。というのは、保護人員約4000人分の376人という方はどんな人なのかということと、それから、幾つか聞きますので。

17ページの就労支援の具体的な内容を少し教えてほしいんですけど、わかりやすいところで、10歳代が2人対象で、2人に対して指導回数58回とありますが、それが支援区分というのはこうあると。そうすると、平均すると1人29回なんですけど、1人について29回、例えば電話とか文書とか、同行、来課は何となくわかりますが、文書、電話というのは何を支援しているのかというところを少し教えてほしい。

それから、就労開始人数140分の71ですけど、先ほどの答弁の中で、支援を受けずに自分で就労を開始した人もいるよということでしたが、71人の中にはその方は含まれていないと思うんですけど、それで間違いはないのかというようなところをちょっと教えてください。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

まず、376人、昨年度対象者がおりましたというのを申し上げましたけども、これは昨

年の教育民生常任委員会の前に調査した数字です。この人たちというのは、傷病、けが、障害を全く持っていないくて働けるか、それとも、若干病気はしておるけども軽い仕事なら働ける、そういう方でございます。

2点目ですけども、就労支援の内容です。まず、支援区分のところ、10歳代、来課3というのがございます。これは、まず、就労支援を始めるに当たって保護課のほうへ来ていただきまして、就労支援員から、本人はどんな職種を希望しておるのかという聞き取りをしたり、あとは、面接の受け方とか履歴書の書き方などを指導させていただきます。服装も小ざっぱりした服装で行かなあかんよとか、いろいろ細かいことを指導させていただきます。

その上で、横の同行というのは、ハローワークへ同行訪問をします。1回でハローワークへ行って見つけてこれたらいいんですけども、ほとんどの方は2回、3回同行訪問する必要があるかと思えます。

その隣の文書というのは、同行訪問を約束しても、約束をすっぽかされるケースというのが結構あるんですね。3回に1回ぐらいはあります。そうした場合は、その人に合った求職情報をその人に文書で送らせていただきます。なおかつ、送るときに、今度は何日の何時にハローワークへおいでくださいという文書も添えて送らせていただきます。

あと、電話もやはり同じことで、電話で、こういう仕事があるけどどうやとか、あと、ハローワークで約束しても来なかった場合、なぜ来なかったんですかというようなことを話させていただいております。

以上です。

○ 豊田政典委員

お答えいただいたところはわかったんですけど、就労開始人数71人というのは、全部支援を受けた方の人数。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

はい。全部支援を受けた方でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、支援を受けずに就労開始した人の人数は何人かわかりますか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

済みません、ちょっと正確な数字は今把握はしていませんけども、例えば3番、効果のところの表をごらんください。平成25年度に就労収入増で廃止になったよという世帯が107世帯ございます。就労支援を受けて就労を開始し、なおかつ保護が廃止になったケースが、平成25年度は20ケースでございますので、そうすると、107から20を引くと87、全部とは言いませんけども、支援を受けずに就労された方ではないかと推測されます。

以上です。

○ 豊田政典委員

この事業の大きな目的の二つのうちの一つが就労支援だと、自立していくことを促すことということを考えるときに、今の4ページの表の数字を見ても、自立した就労、保護を廃止した世帯数というのが横ばいですよ、ここずっと。これでは、厳しく言えばこの事業の目的達成はできているとは言いがたいのかなと思って聞いているんですけども。

その376人というやつをもう少し聞きますが、先ほどの諸岡委員のやりとりの答弁の中で、ケースワーカーが状況とかを把握するわけですよ。その中で、就労支援員に伝えるケースもあれば伝えないケースもあるということ。そうすると、実際に今140人を具体的に支援しているのは、就労支援に関しては就労支援員だと思うけども、その数が少ないとかいう話も昨年度あったと思います。

そもそも、実態把握ができていますのかなということが気になってきたんですよ。ケースワーカーレベルで捉えている人数、それから就労支援員に託された人数、実態はよくわかりませんが、全体の10分の1ぐらいですよ。そんなに少ないのかなという気がするんですけども。

もっと実態把握をした上でこの就労支援に取り組まないと、いつまでたっても同じことなのかなという気はするし、そのあたりがそもそも予算要求しても人数足りないというようなことがあるんですけど、そもそも実態把握もできていないのでは、要求しようにも説得力がない。意気込みが疑われるところなんですけど、どうですか。皆さん、ほか全体では90人だかの対象者を抱えて大変ご苦労されているのはわかるんですけど、就労支援についての強化が、昨年度もやりましたけども、就労支援は少しふやしたんですけど。まだまだ不足なのかなと。ここへやはり重点を置く、より重きを、今までよりは重く置くべき

じゃないかなということも1年前にも話をしました。委員会全体で。だから、改めて決算なんで、その辺の考えというか、思いを聞かせてもらいたいなど。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

確かに、私自身、平成25年度の140人というのは数字として少ないなと感じております。

ことしになって、ケースワーカーに、なるだけ就労支援に回しなさい、回しなさいというような指導をしております。

ことしにつきましては、8月末の段階で、既に支援者は100人になっております。5カ月で100人になっております。ですから、年間トータルすると200件、200人以上はいくかなと考えております。

以上です。

○ 豊田政典委員

ケースワーカーが支援員に回す、回さない。回さない理由というのは何なんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

回す、回さないというよりも、まず生活保護者が、就職を支援する制度があるよということをおとんどの方は知らないと思います。ですから、ケースワーカーのほうから、こういう制度がありますよ、使ってみますかということをおう必要があるんですけども、それを被保護者に伝達する作業が若干欠けている部分があるケースワーカーもおるかなと考えております。

以上です。

○ 豊田政典委員

少し繰り返しになりますけど、376人という数字もどこまで正確なものかわからないし、たとえ376人だったとしても、そのうち140人しか実際には、相手の都合もありますけれども、接触できていないという話も去年ここで話しましたよね。残りの220人だか230人については、文書や電話をしているのかもしれないけど、ほとんど接触できていないケースが多い。それは就労支援員の人数不足であったりという議論もありましたから、だから、1年前の議論の結果を改めてこの決算の機会に受けとめてもらう必要があるのかなと感じま

す。

どうですか。

○ 中川雅晶委員長

部長、どうでしょう。

○ 村田健康福祉部長

私のほうから、ちょっとまず一言で、足りないところはまた課長のほうから補足させていただきます。

今までのお話の流れの中で、就労支援、あるいは就労指導という部分もあると思いますが、ケースワーカーにも就労指導をする義務がございます。それもケースワーカーの業務の一つでございますので、必ずしも全員が就労支援員につないでいく必要があるのかどうかといいますと、先ほどの自分で行ける方、あるいは、きっかけをつくればハローワークに行って自分で行ける方とかというのもありますので、ケースワーカーの役割というものもここで一つ大事になってくるのかなということは思っています。

その上で、ケースワーカーの就労指導だけで十分にならないと判断をしたときに、きちんと就労支援につなげるかどうか、これがケースワーカーの判断になると思いますので、その辺が先ほど課長が申し上げたケースワーカーへの指導の部分であろうというふうに思っています。

それから、就労支援員については昨年と人数は同じでございますが、ケースワーカーのほうは、先ほどもお尋ねいただきましたのですが、計画的に増員をしたいというような考え方で人事部局とも協議をしているところで、毎年少しずつではございますけれども増員をしてきてもらっております。ただ、その中で動きをよくしていきたいなというふうに思っております。

それともう一つ、今年度、ハローワークの窓口が本館の横にできたということも課長のほうから申し上げました。そのことで、わざわざハローワークのほうまで行かなくてもいい、時間的な節約ということも今年度できておりますし、人的な面での連携といいますか連絡もよくなっているかなという印象を持っていますので、引き続きこの辺についてはまた力を入れていきたいなというふうに考えています。

不足部分があれば課長のほうから補足させていただきます。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

昨年もしか就労支援のキャパというところで議論があったかと思います。ちょっと就労支援員に尋ねてみたんですけども、8月末現在で総数71名の就労支援者がおります。というのは、100名から71名、就労した方もみえますので、8月末現在71名なんですけども、就労支援員さんに、この数字ちょっと少ないかと聞いたところ、いえ、100名までは行けますということでしたので、まだ29名、余裕はあるかなと考えております。

以上です。

○ 豊田政典委員

そうですか。ケースワーカーの役割にも就労指導というのがあるというお話ですが、実際には、さっき聞いたように、支援を受けずに実際に保護が廃止になった方は大変少ないというのも事実だし、それから、その一時期を見て100名まではいけると。延べじゃなくて100名までいける。それだったら100%きちんと会えるように、まあ、相手の都合もあるんですが、してもらいたいし、実績を上げてもらいたいし、果たして100名が本当に支援を必要としている全体数なのかというのも、そういうのももう少しきめ細かく把握することはできへんのかなと思うんですけど、どうなんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

確かに、豊田委員がおっしゃるとおり、把握の部分ではちょっと欠けておったかなと考えますので、今後は把握していくように努力していきたいかと思います。

以上です。

○ 豊田政典委員

四日市市というのは、全国の中でどのぐらいの廃止率というか就労支援の実績を持っているのか知りませんが、日本一を目指して、四日市すごいぞと言われるぐらい、今年度26年度からの成果を期待しておきたいと思います。

以上。

○ 中川雅晶委員長

ほか、この生活保護に関連して、ご質疑ございませんでしょうか。

○ 小川政人委員

ちょっとちなみに聞いていい。生活保護で一番支給額が多い人は、月額幾らになるのかな。

○ 中川雅晶委員長

難しい質問ですね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

ちょっと確かに難しい質問なんですけども、私の記憶であったのが、たしか10、9人ぐらいお子さんがみえまして、最低生活費が50万円だったか60万円だったか——もうその世帯はないんですけども——というのがありました。

以上です。

○ 小川政人委員

9人、19人。

○ 諸岡 覚委員

その計算式を教えてほしいな。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

9人でございます。

○ 小川政人委員

テレビに出るで、もう。

○ 中川雅晶委員長

すごい人がおる。済みません。

○ 諸岡 党委員

関連。その計算式をざくっと教えてもらえませんか。例えば子供を1人足し算していくとか、ざくっとでええで、どうでしょう。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけございません、計算方法、非常に生活保護、複雑なんですけども、まず一つは、食費とかそういったものは、例えば5歳なら幾らですよ、10歳なら幾らですよというのを全部世帯ごとに足していきます。ですから、10人みえれば、この人の食費、この人の食費、この人の食費という感じで足していきます。それとあと、世帯全体で使う電気代とか、そういう世帯のお金として、1人世帯なら幾らですよ、10人世帯なら幾らですよという、さっきの最初のやつと2回目のやつを足した額が、ざくっとですけども、保護費の計算方法になります。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

○ 諸岡 党委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

これ、ただ、生活扶助、住宅扶助、教育扶助とかがあるんですけど、例えば医療扶助とかはこれとは別ということですよ。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

本当に先ほどのざくっとした数字ですけども、そのほかに、アパートに入っておる人は、1人世帯なら3万5200円までのアパート代とか、あと、教育扶助とか出産扶助、専業主婦扶助、葬祭費とか、本当に多岐多様にわたっております。

以上です。

○ 小川政人委員

50万円というのは全部含めて、住宅もみな、教育も含めてですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

50万円というのは本当に私の記憶でざくっとした数字なんですけども、はい、全部でございます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、よろしいですか。

ほか、生活保護関連でご質疑ございませんでしょうか。

○ 樋口博己委員

豊田委員がご質疑されてみえたのと趣旨は同じなんですけども、一番のポイントは、数字が出てきた、376人という数字が一番ポイントだと思います。

この資料のつくり方も、過去10年間の保護の状況ということで、高齢者、母子、障害、傷病、その他という区分がありますけども、ここに、就労支援を必要というか、就労可能な人の区分というのはやっぱり明確に数字が出てきて、支援者が140人なんだけども、140人の分母は何人ですよ、何人中の140人が今支援を受けていますよというような資料のつくりが必要なのかなと思います。

当然、高齢者の方は、65歳以上であれば就労ということじゃないので、当然高齢化社会の中で保護世帯はふえると思うんですよね。この2の実績の表を見ても、ずっと安定、今は少し横ばいぐらいになっていますけども、高齢者を引いたらまた違った数字、グラフの動きになるのかなと思いますので、就労支援という大きな観点、目的ですので、それに見合ったような資料づくりを今後お願いしたいなど。その資料づくりをすることによって、ケースワーカーも自覚を持って、1人でも多くきめ細かな就労支援をしようという意識づけになるかと思っていますので、そういった観点でお願いしたいと思います。これは要望で結構です。

○ 中川雅晶委員長

世帯類型別で大体高齢者世帯、母子世帯、障害者、傷病世帯、その他、大体その他のと

ころにその世帯というのは多く含まれる。ただ、母子世帯でも高齢者でも、一部就労可能な人はいるので、そういうのがきっちりと抽出できるかどうか、そういう推移ということなので、また検討していただくようお願いします。

ほか、生活保護に関して関連質疑はございませんか。

ないですか、副委員長。

○ 川村高司副委員長

はい。

○ 中川雅晶委員長

先ほど、きょういただいた資料の中の、課題及び今後の方針というところで、最後のところの「社会的・経済的な自立を支援するため」というところで、前回は決算審査やったか何やったかのところで、だんだん記憶でたどってくると、ハローワークの就職の経済的自立というのもありますけども、例えばそれに到達しない、その他世帯であるけれども、なかなかいきなり就労まで結びつけるのには難しいという方々もおられるのも現実で、中間就労という考え方というか、ここで言えば、経済的自立というよりまず社会的自立を目指すようなプログラムも必要じゃないかなという話も多分していたと思います。

今回、生活困窮者自立支援法に基づいて、ハローワークと一緒に窓口も求められて、生活保護の直前の方、それから生活保護の方の就労も一緒に支援もするというところと、あわせて、そういう社会的自立を目指すような――まあ、強制労働になってはいけないと思うんですけども――中間就労も、いろんな団体とか企業の方と連携を組み合わせながら、その前段の、もう少しでこれを就労支援に結びつけられるような人もあわせて、時間はかかって、手間はかかるかもしれないですけども、そこへ手をかけていかなければこの数字はなかなか上がってこないのかなと思うので、そろそろ四日市市もその辺の、高どまりで安定をしてきましたので、そういうきめ細かな就労支援も必要ではないかなと思いますので、ぜひやっていただくようお願いをしたい。

何かコメントがあればお願いします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

昨年も中川委員長からそのようなご指摘をいただいております。

今後、検討していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

ほか、じゃ、生活保護について、ありますか。

○ 川村高司副委員長

済みません、委員長の後に。

現状の数字、現状把握をちょっと教えていただければと思うんですけど、新しくつくっていただいた資料でもどちらも載っていますけど、世帯類型別というか、高齢者、母子、障害、傷病、その他。その他が10年前と比べると4倍になっているというのが顕著なのかなと。このその他というのは何かということと、効果の「303世帯が生活保護から脱却し」とあるんですけど、その303世帯というのは、母子世帯とか、どういう世帯類型別で脱却されている世帯があるのかという現状だけ教えていただいてもよろしいですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

まず、その他世帯がどういう世帯なのかというご質問ですけれども、端的に言いますと、高齢者世帯でもない、母子世帯でもない、障害・傷病世帯でもないということですので、かなり広い範囲になります。ただし、この462人、これは最近10年間ふえておるというのは、平成20年後半のリーマン・ショック以降、失業者の数がふえたことによってふえておるんですけども、この462人の中のかなりの数は、やはり傷病もないか軽い、障害もないか軽い世帯であろうかと思われま。

済みません、廃止世帯の累計は資料としてとってございません。申しわけございません。以上です。

○ 川村高司副委員長

傾向として、どういった背景にある方々であれば脱却しやすいであるとか、効果を丁寧に分析することによって、やるべきこともまた見えてきたりもするとは思っていますので、その辺、丁寧な現状把握をしながら対策等を練っていただければと思います。

済みません、ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ございませんでしょうか。

また組織も、今回、組織をかなりふやされたんでしたっけ。それは平成26年度からですね。平成25年度は基本、旧のタイプですね。その組織のあり方とか担当のあり方も、単純に世帯だけではなくて、高齢者でも就労支援の必要のないとか、見守りだけの世帯であれば多少多くてもやっていけますけど、頻繁に訪問とか面談を必要とするところは、それなりの担当件数じゃないとなかなか回らないとか、その辺も工夫をいただいたりとか、地区別ではなくて、その辺のエリアも少し考えると、いろいろしていただくように、また工夫をお願いすることだけ申し上げて、午前中は終わりたいと思います。

再開は1時とさせていただきますので、よろしくお願いします。

では、よろしくお願いします。

11:57 休憩

13:00 再開

○ 中川雅晶委員長

お疲れさまです。休憩前に引き続いて会議を再開したいと思いますが、冒頭、部長のほうから発言を求められていますので、これを許可します。

○ 村田健康福祉部長

済みません、ご報告でございます。午後12時37分に県の健康福祉部のほうから入った連絡でございますが、一件報道発表をするということでございます。案件は、危険ドラッグ販売店に対する立入検査の実施ということでございまして、きのう、四日市市内に1店舗、県内で四日市1店舗だけなんですけど、この1店舗に立入検査を実施しております。

主体は東海北陸厚生局の麻薬取締部、いわゆる麻取と県警、それと三重県と四日市市の担当部局、私ども保健所でございますので、同行はさせていただいております。

立入検査の結果としまして、指定薬物の疑いのある物品について、麻薬取締部のほうが、県内で初めてでございますが、薬事法に基づく検査命令ということで、物品を収去してお

ります。その検査をこれからするわけですが、その検査の結果が出るまで、同一物品の販売停止を命令したというふうな内容でございます。

県の発表では、今後も引き続き立入検査等を実施していく、こういった報告が入っておりますので、ご報告をさせていただきます。

ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、引き続き決算審査をさせていただきますので、委員の皆さんから質疑をお受けいたします。

諸岡委員は少しおくれられて、5分ぐらいですね。

○ 小川政人委員

追加資料を配布してもらって、ことしの6月の補正予算で、国民健康保険料、介護保険料の還付加算金について、過去に支払い漏れがあったということですよね。ということは、当然支払うべきものを支払っていなかったということで、過去5年に、平成21年度から25年度にわたっては返済をするということで、返済の補正予算を組んだわけですね。

そうすると、じゃ、この決算において、平成25年度分は幾ら返したのかということ、25年度に返すべき金が返していなかったのは幾らかというと、この資料をいただいたので、国民健康保険料で42万7600円、介護保険料で8万5700円、これは当然、本来なら25年度に返しておかなくてはならないお金ですから、25年度の決算にはこれが反映されていないということで、決算は間違っておると違うかということが言いたいです。

○ 松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。

まず、還付加算金の件につきましては、大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

今ご質問をいただきました還付加算金の返還の部分でございますけれども、平成25年度分の人数、金額については、資料にごらんとおりでございますが、ここの金額を算出、算定をさせていただきましたのが6月1日でございますが、6月補正で予算をお認めいただきました。その関係から、平成26年度の予算執行の中でこの25年度分を返還させていただ

くというところのものでございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

だから、平成26年度は、我々が認めたのは、返していなかったから返したいんですよ、間違いで返す分が少なかったから返したいというから、それは間違えておんやで仕方がないわな、返しなよというのと、26年度の決算でやれば、何で余分に返しておるんやといったら、いや、21年度から25年度まで返していなかった分、返したんですわということですよ。だから、平成25年度に返さなあかん分を返してなかったということで返すだけでしょう。

平成26年度に発生した部分では、倭財政経営部長は26年度に発生したとか何とか言うんだけど、発生は違うでしょう。平成24年の所得の修正申告に基づいて、国民健康保険料、介護保険料について更正・決定が行われて、その更正・決定で余分にもらい過ぎておったものは25年度に返しておるわけです。還付加算金も返しておるのよ。ただ、計算間違いがあって、計算間違いとか解釈誤りがあって返していなかったということで、だから、発生は25年度で、地方自治法施行令でいくと、総支出負担行為をした日の属する年度ということになっておるんやで、25年度に誤ったんやで、決算誤りじゃないですかということですよ。

○ 松岡保険年金課長

この平成25年度分の還付加算金について、算出をして支出負担行為をさせていただいたのが平成26年6月ということになってまいりますので、先ほど委員がご発言なされました地方自治法施行令第143条の規定によりまして、26年度の中で執行させてもらうんだというところでございます。

○ 小川政人委員

だからあかんのやというの。決算書というのは現金出納帳と違うんや。金の支出の流れ、それから収入の流れで効果がどういうふうにあったかということをしちっと決算でやるわけでしょう。だから、現金出納帳なら、いや、払ってなかった、払い忘れておったから払っていないんですわと、それでいいんやけども、本来業務として、還付加算金、返さなあ

かん部分を間違えたんでしょ。違うの。

○ 松岡保険年金課長

還付加算金の計算につきましては、法解釈の誤りによりましてこのようなことになってきたところでございますが、こと、予算執行につきましては、平成26年度予算の中で執行させていただくというところのものでございます。

○ 小川政人委員

だから、その前提となるものが平成25年度に間違えたから26年度に執行しておるわけでしょう。だから、本来なら平成25年度にきちっと計算間違いがなかったら返しておる、国民健康保険料でいったら42万7600円は25年度に返しておかないかん金やったやないですか。返し忘れましてっていうで、ほんならかわいそうやで、返してやりなよという、平成26年度で予算を組んで返してやりなよという話の世界で、25年度の業務として間違えたということは認めておるわけでしょう。

○ 松岡保険年金課長

還付加算金の計算に当たりまして、法解釈の誤りからこういったことになっていったところは確かにそうでございますが、国民健康保険料でありますと、平成25年度分の還付加算金の金額42万7600円でございますが、これを算出できましたのが平成26年6月ということで、25年度の予算執行ではこれが実現できなかった、したがって、平成26年度補正予算の中で、26年度予算執行、ここで執行させていただいたというふうに考えてございます。

○ 小川政人委員

算出できましたのはって、算出を誤っただけやないか。算出できましたと違うんでしょ、算出計算の方法もきちっと税法上書いてあるわけでしょう。税法上の計算を計算どおりやらなかっただけの話で、それは算出できたんやけど算出しなかっただけやん。そういうからこれで認めなさいよということでしょう。決算に、支出に誤りがあったから次の年に余分に支出せんらんことになっておるんやから、それは間違いですやんか。本来なら、この42万7600円を上乗せしてここの決算書に、上乗せして、これは費目何で上げて

おるのか知らんけども、何で上げんのや、還付加算金というのは。

○ 松岡保険年金課長

諸支出金の中で還付加算金を計上してございます。

○ 小川政人委員

諸支出金。

○ 松岡保険年金課長

諸支出金でございます。

○ 小川政人委員

だから、諸支出金が42万7600円少なく書いたわけでしょう。これは払わなあかん金やで、本来平成25年度に諸支出金として計上しなけりゃあかんのを、計算誤りをしてやったということでしょう。だから、ここの決算を間違えておるということは明白やない。何でそういうふう気張るんや。

○ 中川雅晶委員長

関連ですか。諸岡委員。

○ 諸岡 覚委員

小川委員のおっしゃることは至極もつともやと思うんですよ。あくまでも平成25年度に解決しとかなあかんやつを間違えて、よう返せんだということで、それも間違えておったということは認めていらっしゃるわけですよ。

ただ、小川委員がちょっと勘違いされておるのかなと思うところが一つあって、間違いは間違いなんやけど、決算というのはあくまで、言うたら帳簿じゃないですか。だから、間違えたからといって、実際に間違えておるのに正しかったふう書き直すことはできないし、間違えたなら間違えたままちゃんと出さんと、決算としては不正な決算になるので、この決算自体はこれで正当なんかなというふうに私は個人的に思うんですけど。

○ 小川政人委員

僕はそう捉えへん。決算は確かに現金出納やで、出し入れの問題やけども、じゃ、決算して数字さえ合うておったらええのか、事業効果どうなんやとかいうことになるのと、これはこの会計年度において、市民に対して幾ばくかの迷惑をかけたわけであって、これは平成25年度に市民に迷惑をかけておるということでいくと、行政としての決算としては誤りがあったということ。

金の出し入れと、現金出納とは別で、出納に誤りがあったということを書いておるんじゃないくて、当然平成25年度にやるべきことをやっていないよということを書いておるのと、もう一つは、計算発生が26年度という話をしたね。そうすると、平成26年度に計算して原因がわかったということであれば、5年以上前の時効という問題がなくなってしまうやろ。6年、7年も平成26年度にわかったんやで、そうすると、いや、5年以上たっていますから時効ですよという限りを置いたのは、間違いがあっても5年以上たったら税法上の時効を適用しますよということによって5年分しかさかのぼって、5年分のことは別段この決算には関係ないけども、25年度の決算においては間違い、この決算が正しかったら26年度の金を余分に払う必要はないんやもんで、そこはここが間違えた踏まえて次の支払行為が行われるわけであって、それは認めていかんと、いや、決算は決算で別ですわという話にはならんと思う。間違いがあったで次の行為が起こっておるということでね。

○ 諸岡 覚委員

小川委員の言われていること、よう理解できました。確かにそのとおりです。

ただ、ちょっと理事者に聞きたいんやけど、この還付加算金のところで平成25年度でこうこうでしたというところのどこかで、ただ、こうこうこうやったけれども実際は間違っとして、翌年度26年度以降に支払いをしていきますみたいな、どこかそういうような文言って書かれておるところはないですか。主要施策実績報告書かどこか。そういうのは何も書かれていないんですか。そこにそういう報告がちゃんと書かれておれば、多分ええんかなとは思んですけど。小川委員の言うように。

○ 小川政人委員

だから僕が聞いたのは、議案質疑で何も言われていないけどええのかねという話をしましたやんか。そうしたら、もうこれは平成26年度の歳出をやっておるんやという話やで、

あくまで次に、予算執行のときもそうやったやん、補正予算組むときも、間違えてましたねということを書いて、だから、じゃ、補正予算を組もうかということに賛成をしたので、次の26年度の補正で、これは25年度以前に間違いがあった分を返した分であって、それは決算については認めるわという話の世界になるんやろうと思うんやけど、ここでいく、支出行為は起こっておるわけですわ。更正決定した時点で、本税分というか、保険料分はもう返しておるわけ。それに対して、間違えた分、多少低目に還付加算金も返しておるわけや。還付加算金の支出行為というのは25年度でもうやっておるわけ。

○ 諸岡 党委員

どこにもそれは書かれていないということなんですか、文言としては。

○ 松岡保険年金課長

申しわけございません、その点については記載がございませんです。

○ 諸岡 党委員

ちょっと提案。小川委員の言っておること、私、よう理解できて、もつともやと思いましたが、提案なんですけども、決算に本来修正ってあり得ないと思うんですが、決算のところにペラ1枚追加でその部分に紙挟んで、こうこうこういう決算だけれども、実際はここ間違っていましたんで、翌年度以降にどうこうと、ちょっとペラ1枚挟んで修正とか、そんなんできやんもんなんですか。修正ってあり得るのかどうか知らんけども。

○ 小川政人委員

それも考えたんだけど、修正というのはないんですよ。決算については、認定か不認定かどっちかなんですよ。まだ介護保険料とか国民健康保険料はその部分だけやもんで、これは間違えておるで不認定ということは僕はできると思うとるんやけど、悩ましいのは、市民税の還付加算金については、市民税の部分だけが間違えておるのに一般会計の決算全部、1点間違えとるので、認定せずという結論が出せるか出せないかというのは、そこは僕らも悩ましいところだな。

○ 諸岡 党委員

事務局、確認ですけども、間違いなく決算というのはそういう文言の修正等はできないということなんですか。それは間違いはないですか。例えばの話、ここの主要施策実績報告書なんかのところで文言の間違いとか誤字脱字あったりすることもあるじゃないですか。それも修正できやんのかという話ですよ。修正って、あり得やんことはないと思うんですよ。

○ 中川雅晶委員長

数字の修正でしょう。

○ 諸岡 覚委員

数字の修正じゃない、数字を修正せいという話じゃなくて……。

○ 中川雅晶委員長

文言だけ。

○ 小川政人委員

数字を修正せなできやんで。

○ 諸岡 覚委員

何で。

○ 小川政人委員

決算書に誤りがあったら正しい決算書をつくらんならんで、ただ、これはもうつくれへんでしょう。この数字の現金の出し入れはこの数字やもんで、そうすると……。

○ 諸岡 覚委員

数字は誤ってないでしょう、だって。

○ 中川雅晶委員長

不規則な発言はやめてほしいと……。

○ 諸岡 党委員

ごめんなさい、済みません。

○ 小川政人委員

出し入れの数字は誤っていないんだけど、当然支払わなくてはならない部分を支払っていないということですから、本来の数字とは違う、正しい数字ではない。

○ 諸岡 党委員

私は小川委員の言っておることわかるもので、私の考えとしては、要するに、文言として、数字が変わるわけじゃないんで、文言として、このような数字になっておるけれども実際は本来こうこうこうするべきであったみたいな、そういう文言を入れたらそれで済むんかなと私は思うんですよ。

○ 小川政人委員

それを言うと、実はこの決算書は間違えてましたと書くわけですよ。そうでしょう。この数字はこうこうこうで間違えていましたと書くことによって、それはもう決算書を間違えましたということを認めるわけで、一緒のことなんだけど、ただ、違うのは、僕が議案質疑したのは、ここはもう非認定で、認定せずでもこれだけのことやし、また将来的に何の影響も、決算なんて、認定せんでもしてもそのまま済んでいく話の世界やもんで、ただ僕は質疑で聞いたかったのは、ようけある決算審査の中で、市民税の還付加算金だけが間違えて認定せずという結論を議員として出すべきなのか、それともこれは一部の間違いをと。僕は決算って100、ゼロではあかんのかなと思出したんやけどな、最近。だから、90点とか80点とか、点数制みたいにしてやるのがいいのかなと思って。

これ、1カ所間違えておるだけで2000億円の決算を全部認定せずというのとか、そこは悩ましいところやけど、ただ、諸岡委員の言うように、実は誤りありましたというのも一つの方法やったんやろうと思うのな。決算書をつくるときに。もう6月時点で間違っておるというのは認めておるわけやから、そこで何もなしで、いや、これは平成26年度の事案ですという話ではないわけ。誤りに気づいたときから起点やから、みんな返してもらわなあかんはずなんやけど、そうじゃないでな。これはあくまで平成20年度、19年度、18年度

とみんな誤りがあるわけやけども、もうそれは時効やでということ。気がついたときからという話でいけば、そこもさかのぼってもらわなあかんしという話の世界になるでな。そこは、だから、一回6月に間違いましたと認めたんやもん、間違いましたでええのと違うかなと僕は思う。

○ 中川雅晶委員長

その取り扱いについては協議をさせていただきますので。

○ 村田健康福祉部長

6月の補正予算以来、還付加算金のこと、いろいろと本当にご迷惑をかけていまして、申しわけありません。

先ほど担当課長のほうからのご説明を申し上げましたのですけれども、法解釈のために還付加算金を正確にお返ししていなかったという事象、これは平成25年度までに起こったもの、これは小川委員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、それと決算との関係ということになりますと、決算は先ほど諸岡委員おっしゃっていただいたように、予算と予算に対する支出、予算執行というところの実績に基づいて決算をお願いするということになりますので、これは平成25年度の決算書にはどうしても載らないもので、26年度の補正予算でお願いをして、要するに、そこで支出の意思決定と申しますか、支出負担行為をしたわけですから、その属する年度の予算執行として決算でございまして、ご審議いただくものというこの解釈は、基本、私どものほうとしては変わりようがないのかなというふうに考えております。

そういう意味で、大変ご迷惑をかけて申しわけありません。

それからもう一点いいですか。小川委員のほうから、分割できやんでどうのこうのということだったので、その一部だけを、一部だけを否認とか否決することができるのかできやんのかというようなこともございましたのですけれども、この辺も財政経営部のほうにも確認をさせていただきますけれども、決算につきましては、項目に分割をして、一部分を認定する、あるいは一部分を認定しないということとはできないというふうに解釈をされている、これは地方自治法上の解釈ということでございますので、この辺もあわせてご報告だけさせていただきます。

○ 小川政人委員

だからそれは、2番目の件についてはわかっておるもので、認定か、マルかバツかという方法しか今のところないのかなということと、もう一つは、決算というのは現金出納だけではないわけやん。現金出納だけならこんなややこしいことせんでもええし、実績報告書なんてつくる必要はさらさらない。あくまで事業としてやってきて、この事業が金銭の出納と合わせて正しかったのか、事業として正しかったのかといたら、正しくないよということなんですよ。だから、本来返すべき金、返していませんよという、あなたらの誤りなだけのことでさ。

もう一つ違うのは、考え方がようわからんけど、誤ったら誤りを認めたらええだけの話でな、それは何でも提案したら通していかなあかんとか、認定を受けなあかんとかという考えは、自分たちが先に気がついて、これは僕らが指摘して誤りを見つけたわけじゃなくて、あなた方が誤っておるということをして、金くださいよといって、誤ってないんやったら金つける必要ないもんでな。そこをきちっとせんと。

だから、この決算報告の中には、やるべきことがやっていなかったという部分、出し入れをごまかしたという部分ではなくて、本来市民に返還しなくてはならないものをしていないということにおいて、この決算については誤りがあるということ。誤ったんでしょう、事業としては。

○ 中川雅晶委員長

誤りは認めたから補正予算を出してこられたということでありまして、その取り扱いについては、事務局、それから理事者、正副委員長で合わせて一回協議させていただいて。

○ 小川政人委員

そういう問題と違って、委員会で決をとる話で、事務局がどうのこうのとかいう話と違う、ここのメンバーだけで決める範囲であって、あちら側はこう正しいと出してきただけの話であって、私はこれは間違えておるよという、だから認定しないよという話の世界でな。だから、協議するという……。ここでこのメンバーで協議するのは構わへんけども、そういうことやな。

○ 中川雅晶委員長

その取り扱いといいますか、議決の、そうやって議決するのか、委員長報告に文言を入れるのか、いろいろどういうふうに取り扱ったらいいかというのを一回確認させていただくという意味で言ったんですが。

最終的に、もう小川委員は採決とったらいいやんという話ですかね。

○ 小川政人委員

いや、予算常任委員会の全体会で、還付加算金、ほかにもあるもので、僕はここで否決して、全体会で上げて、また全体会でやったらええがなという。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、後ほど全体会で協議するということで提案いただくということで……。

○ 小川政人委員

そうやなかったら決まらへんでしょう。最終結論を出すのは全体会やろうと思う。

○ 中川雅晶委員長

全体会へ上げる提案をされるということで。

○ 小川政人委員

ここでは、もし採決するんやったら反対、そういうこと。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。採決して全体会へ上げる方法もありますし、採決をとらずに全体会へ上げる方法もあると思いますが、それは後ほどまた採決のときに話をさせていただければと思います。

じゃ、それは置いておいて、ほかの案件でご質疑はありますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なし。

○ 諸岡 党委員

石川委員がスタンバイ、待ってもらっとる……。

○ 中川雅晶委員長

いやいや、待っていないです。石川委員もまだまだ……。

○ 小川政人委員

まだやろ。半分やで。

○ 中川雅晶委員長

そうそう。

いいんですか、ほか。今の返還金だけじゃなくて、国民健康保険の特別会計、介護保険の特別会計、後期高齢者医療の特別会計、ありますが。

○ 小川政人委員

ここと介護保険と両方とやで。

○ 中川雅晶委員長

ほか。

○ 樋口博己委員

主要施策実績報告書の74ページの民生費ですけども、民生委員の件なんですけど、民生委員児童委員1人当たりの活動割合、年間365日のうち1人当たりの平均活動日数で、目標が43%以上で、43%達成というふうになっておるんですけど、43%というこの指標の意味がよくわからんのですけども、説明いただけますか。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

これは、年間で365日のうち、民生委員活動をしていただいた日数をあらわした数字で

ございます。1年間のうちのどれだけ、それが43%であったという数字でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、365日の43%なので、百何日になるんですかね。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

157日。1日のうち24時間ずっとではなくて、1日のうちでも数分でも数十分でもお仕事していただいたという実績でございます。

○ 樋口博己委員

なかなかこの民生委員の活動の目標の数字、目標の設定というのは難しいのかもわかりませんが、例えば家庭訪問した数とか、何かもう少し、活動というのも、民生委員の会議に出席してもこの日になるのかなと思いますけど、会議への参加も大事なんだろうけど、家庭訪問した件数とか、何かもう少し実務的なところでの指標を出していただいたほうが民生委員さんの実態に合うのかなと思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

おっしゃることよくわかりますので、民生委員活動の実態も含めまして、一度そういうものを含めて調査していきたいなというふうに思います。

○ 町田健康福祉課副参事兼課長補佐

健康福祉課の町田と申します。

民生委員の活動につきましては、厚生労働省のほうにそういった活動報告について詳細に毎年1回報告した、福祉行政実例というのがございますので、そちらのほうで家庭訪問とか子供さんの見回りとか、そういったことを各種項目ありまして、そういった表がございますもので、そちらのほう、ちょっと今手元にはないんですが、毎年出している、それを拾った数字の結果がこちらという形になっております。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

資料は提出できるということですか。

○ 町田健康福祉課副参事兼課長補佐

できます。

○ 樋口博己委員

あるのであれば、またいただきたいと思います。

民生委員さん、その地域のボランティアという形で活動をいただいていますので、1日活動をするにしても、確かに1件訪問する場合がありますし、大変困難な場合、ケースとかで、本当に家庭の中に入り込んで、どこまでが民生委員の仕事かという線引きは難しいんですけども、非常に中に入り込んでお世話いただいている方もみえますので、より実態に合うようなことで検討いただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続けてよろしいですか。

○ 中川雅晶委員長

はい、お願いします。

○ 樋口博己委員

それで、次の75ページの権利擁護事業費補助金なんですけれども、これは社会福祉協議会に対しての権利擁護の相談員の人件費ということでよろしいのでしょうか。

○ 加藤健康福祉課管理係長

健康福祉課の加藤でございます。

権利擁護事業費の補助金につきましては、相談に当たりまして、1回1000円の利用料を徴収させていただいておる中で、低所得者に係る部分が半分の500円を補助させていただく、その財源になっております。それとあと、相談に乗っていただく支援員さんが研修なんかしていただくのに当たって、その費用を補助させていただいているものでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうすると、その権利擁護の相談員に対する人件費の補助の金額というのはどこで払われてくるのでしょうか。

○ 町田健康福祉課副参事兼課長補佐

平成25年度につきましては、4人分は県社会福祉協議会の補助ということで行っております。

以上です。

○ 樋口博己委員

金額は幾らなんですかね。

○ 中川雅晶委員長

答えられますか。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

ちょっと今金額までは。申しわけございません。

○ 樋口博己委員

県社会福祉協議会に支出するわけですか、一旦。県社会福祉協議会から市の社会福祉協議会に配分されるという流れになるんですかね。

○ 村田健康福祉部長

済みません、整理してみますと、権利擁護事業につきましては、県が県社会福祉協議会に補助金を出しまして、県社会福祉協議会が各単位市町の社会福祉協議会に補助金を出している、これがいわゆる人件費になってまいりますので、市のほうはそこには関与はしておりません。

○ 樋口博己委員

そうすると、市単でプラスアルファは、人を配置しているとかそういうのは、あくまで

も社会福祉協議会の判断でやっているという意味合いですかね。県からの補助金の中で、人件費なんて全て賄えていないと思うんですけども、その……。

○ 中川雅晶委員長

権利擁護の件ですよ。

○ 樋口博己委員

そうです、そうです。

○ 村田健康福祉部長

この中に、いわゆる成年後見とかは入っておりませんので、あくまで権利擁護だけです。ですから、その権利擁護の相談員の人件費については、先ほど申しましたように、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会というぐあいにお金が流れている、ここでやっているわけです。

今回ここで上げさせていただいている予算といいますのは、相談を受けに見えた方が1回1000円の利用料を払うわけですね。低所得の方はその半額でいいということになっていますので、その半額分、本来1000円市社会福祉協議会に入ってくるところが500円しか入りませんから、その分を私どものほうで補助をさせていただいている、こういう格好になります。

○ 樋口博己委員

その流れはわかるんですけども、これはあれですか、社会福祉協議会への補助金というところで議論したほうがいいんですかね。県からの委託事業で市社会福祉協議会が受けて、その人員配置の中で、市社会福祉協議会としては、県からの補助金の人員配置だけでは賄わずに、市社会福祉協議会で人を配置しているかと思っておるんですけども、その辺は、要するに社会福祉協議会の判断でやっているから、ここ、この二百何万円の予算ではないと思うんですけども、そのところはどういうふうにお聞きしたらいいのかな、社会福祉協議会への補助金をお聞きしたほうがいいんですかね。

○ 中川雅晶委員長

整理できましたか。整理して答弁ください。

○ 加藤健康福祉課管理係長

権利擁護事業に対する補助という意味につきましては、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる相談員、専門員さん4人につきましては、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会という流れで来ています。それにプラスして、実際におうちに訪問したりしていただく支援員さんという方につきましては、特に四日市市のほうからは補助をしておりません。

○ 樋口博己委員

そうすると、権利擁護の事業と、あと、別額で成年後見の事業もあるかと思うんですけども、あそこの権利擁護に配置されている人たちというのは、全くもって県からの委託事業で、県からの委託された金額で全ての事業運営がされているという理解なんですかね。ただ、成年後見支援事業は別事業なので、それはそれで市でやっているという意味合いでよろしいのでしょうか。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

基本的にはそのようなものでございます。ただ、一部、この今回の209万円の中には、相談支援員の事務費、研修費なんかは含まれております。

○ 樋口博己委員

済みません、ちょっと聞き方が悪かったのかもわかりませんが、その権利擁護の事業の中で、サービスを受けられる方がふえていると思うんですけども、相談員なり訪問される方の、1人に対する、担当する人数が、四日市市の場合、多いかと思っています。それに対して、負担を軽減するというか、よりきめ細かなサービスを提供するためには、新たな増員が要るのかなと思っているんですけども、それが毎年毎年、県に対してはプラスアルファの人的配置を要望しているかと思うんですけども、その辺の充足率の状況というのは、今現状、どういうふうに捉えてみえるんですかね。

○ 加藤健康福祉課管理係長

権利擁護事業という枠の中に限りますと、今樋口委員おっしゃられたとおり、県、県社

会福祉協議会という流れのその補助の中で賄っていただいています。

あと、実際に相談される方、もっと言うところの事業の利用者の方というのはおっしゃるとおりに増加しておりますので、実際問題、平成24年度のと きにつきましては、専門員さんが今4人分というふうなお話をさせていただきましたが、実は5名のときが1年間ありました。4人分しか市、市社会福祉協議会の流れでは補助が出ませんので、5人分につきましては市で補助をしておった年度が1年間だけございました。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、市で持ち出しでやっていた時期もあるけども、県からプラスアルファのお金が来たので、市負担はなくなったということだと思 うんですけども、それで要するに相談員なりは充足しているというふうに捉えてみえるということなんですか。

○ 加藤健康福祉課管理係長

予算の要求または決算の時期には、必ずこのお話を市社会福祉協議会とはさせていただいておりますので、今の時点では、おっしゃるとおりに充足しておるとい う判断であります。

○ 樋口博己委員

充足しておるとい うことなんですね。

○ 中川雅晶委員長

本当かよ。そんな話。

○ 樋口博己委員

いや、現場からはそういう話ではないと思いますけどね。

○ 中川雅晶委員長

こんな不規則発言したらあかんけど。

○ 村田健康福祉部長

充足という言葉が正しいのかどうかわかりませんが、今の陣容でやれているというふうに言った方が正しいのかもしれませんが。あくまでも人件費をふやしたいという希望はもしかすると市社会福祉協議会のほうは持っているんだろうなという気はします。ただ、この経費については、県事業で、県が県社会福祉協議会を通じて市町社会福祉協議会に委託をしている業務でございますので、県が責任を持ってやるべきことというふうに思っています。市社会福祉協議会のほうも県社会福祉協議会を向いて、あるいは県を向いて、こういった必要な経費の補完については要求も上げているというふうに聞いておりますので、この辺は私どもも同じだという、県のほうに言っていかなあかんのかわかりませんが、まずはそこだというふうに思っています。自動的に市が補助しなければならないというものは少し違うのかなと。

ただ、やれなくなるとは困りますので、そこのところは判断が入ることはあるかもしれませんが、原則は県の責任であるというふうに考えています。

○ 樋口博己委員

わかりました。部長の立場はそういう立場なんだろうと思います。ただ、現場ではやはり毎年毎年県社会福祉協議会には要望をしておるというのは聞いていますので、過去に、単年度であるけれども、市社会福祉協議会が陣容をプラスしたという実績もあるということは、やはりそういう手もないわけではないという話なので、よく市社会福祉協議会と現場の状況を確認いただいて、ご存じやと思いますけど、部長の立場はそういう発言をされましたけども、一步踏み込んだ姿勢で取り組んでいただきたいなと思っています。

今後もさらにこの権利擁護を利用される方、ふえていくと思います。権利擁護を利用されなくても、相談に来られて、少しいろんなことが整理されて、保護課と同じようなニュアンスがあるかと思いますが、相談業務、大変重要になってまいりますので、しっかりその辺の配慮をいただきたいなということです。これは要望にさせていただきます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑。

○ 豊田政典委員

この財政経営部の補助金・負担金一覧表を見ながら、一つだけ確認をしたいんですけど、主要施策実績報告書が75ページ。補助金の見直しについては、前年度の決算常任委員会委員長報告という決算常任委員会の所管事務調査の報告書を委員長から市長にも出されて、今まさにその全面的見直しというのは進んでいると思いますから、期待しながら、深くは突っ込んでいかないんですけど。

決算、今補助金の話出たので一つだけ聞きますが、今の75ページの一個上の社会福祉協議会補助金1億4400万円余りというやつですけど、毎年同じなんですけど、この補助金・負担金一覧表では、この補助金については、12項目のチェック項目のうちの3項目が違反していると。一番わかりやすいのが、75ページにもあるように、1億4400万円のうちの一番上、運営費が1億2400万円だと。チェック項目の基本中の基本、団体運営費補助ではないというやつにまさに該当していることも健康福祉部は認めていますし、ほかにも、補助率2分の1以下であるというやつ、⑨番というやつね、それから12項目の繰越金・剰余金等が補助金額を超えないというのもアウトですよと言いながら、ずっと昨年度まで、平成26年度もそうです、見直す考えもなく、この備考欄によると、続けてきているということはなぜなのかというのを市社会福祉協議会だけ捉えて聞くと、また一団体の特徴がありますから、そういうことではなくて、ほかにも、健康福祉部だけでも、違反項目がありながら、毎年毎年違反項目があるよという報告をもらっているやつがある。これはどう考えればええのかなというようなことを、これだけまず一つ聞かせてください。

○ 中川雅晶委員長

どなたがご答弁。

○ 栗田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

補助金につきましては、さまざまな団体さんの、それぞれの状況によってありますので、一概に今豊田委員がおっしゃったように、一個一個取り上げてということではなく、全体的にということになりますと、ちょっと難しいかなとは思うんですけども、ただ、補助金につきましては、去年、補助金に対する調査報告書というのを議会のほうでつくられて、読ませていただいたんですが、なかなか具体的に私どもの持っている補助金の個々のものに対応させてというのは難しい報告結果になっておりましたので、これをもって、中を見せていただいてからいろいろ考えたいなと思ったことがあったんですけども、なかなか、

何というんですか、これはだめとかこれはいいとか、それから市の補助金のチェックの仕方そのものも、今のチェックリストのあり方でいいのかどうかという提案もここに書いてあったように思いましたので、ちょっとお答えにはなっていないんですけれども、個々に、市の本来補助を出している団体さんが、市にとって本当に必要な公的な業務を市にかわっていただいているのか、それとも、市が本来することをしていただいているのか、それとも、市がすることではないけれども、公益のために団体としてやってもらっているのかという、その団体さんの活動をよくよく見せていただきながら、本当に必要かどうかということは検討したいとは思っております。

ですので、一概にこれがいいとか悪いとかとやっぱり言えないし、今のチェックリストのあり方そのものも、本当にそれでいいのかというところが疑問があるのかなというふうに感じておりますので、ちょっとお答えになっていませんけど、私は今非常に難しいなと思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

お答えいただいた部分の、チェックシート、チェックの仕方というところは置いておいて、決算として、財政経営部のほうではチェックリストをつくって補助金の適正化に努めましたというのがきっとあるはずなんですよ。平成25年度の事業報告、結果としてね。ところが、各部局のやつでは違反してしまっていたというのが出ているわけです。それで、どちらかが、小川委員が言うところの間違った決算だということになるわけです。矛盾が生じているわけなので、だから、別に健康福祉部を狙い撃ちするわけでもないし、全庁的な問題だと思っているので、市社会福祉協議会の問題を深く掘り下げる気もないんですけども、このことは平成25年度に限らず長年続けられてきた過ちであって、どこかで正さなければいけないということはこの場で発言しておかなければいけないと思ったので発言しているんです。

それから、今答弁いただいた今後のことについては、今出された、昨年度の決算常任委員会委員長から出された報告書というのは、我々議会が決めたというか、提案した提案書みたいなものです。それを受けとめていただいて、財政経営部が中心になって、新たな見直し方法、見直し基準というのを考えてもらっていると思うんです。栗田理事が考えてもらうのも大切なことなんですけど、全庁的に、まずは統一的なものができるれば一番いい

し、そうじゃなくてというのものもあるかもしれない。ほぼ統一的にやったほうがいいですよ。幾つか種類があってもいいのかもしれないですけど。

そのついでじゃないんですけど、せっかく答えてもらったし、今そのあたりの全庁的な動きというのがどの程度進んでいるか、ご存じの範囲で参考程度に聞かせておいてほしいんですけど。

○ 栗田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

済みません、まだこれが出てから、財政経営部のほうからは余り補助金についてのチェックの、今回、いつものようにこれが出ておりますけれども、これは今までのチェックシートに基づくような形を出しておりますので、議会のほうで調査されたのに基づいて新たな動きは、今のところまだ私たちの部局のところまでは来ていないというような状況です。財政経営部さんのほうでは動きはあるのかもわかりませんが、まだはっきりした形で各部局には通知が来ているという形ではないというふうには考えております。

○ 豊田政典委員

そうしたら、それは今後の話として、決算の段階では、今言ったことと同じですけど、みずから市役所がつくった基準であるにもかかわらず、多くの補助金そのまま放置されて堂々と出されているというのは非常に遺憾であるので、見直しを改めて促したいという意見を述べておきます。

○ 中川雅晶委員長

答弁はいいですね、もう。

ほか、ご質疑ございますでしょうか。

○ 川村高司副委員長

若干関連するというか。この決算書を見ていても、民生費だけでも、委託料だけで5億をはるかに超える金額の委託が出ていて、補助金もしかり、金額はちょっと違いますが。その中でも、今回決算なので、市民の皆さんから集めた税金をこのように使いましたよという結果報告であって、その結果の内訳を見ていく中で、例えば、主要施策実績報告書の75ページには健康福祉課のその他経費があって、一般事業費で約1000万円弱で、システム

運営費で1600万円とか、一般経費で300万円、あと84ページには、これは障害福祉課のその他経費という項目で、審査会費で700万円とか、おのおの、利用者数2人の事業費40万円、内訳はよくわからないんですよね。真ん中、給付費支払事務委託料で400万円。だから、給付費を支払うだけの事務委託で400万円もかかる、まあ、どういう事務内容なのかわからないので、これが適切かどうかというのが判断しかねるんですよね。その下に一般経費で1100万円、その下に一般経費、システム運営経費で1300万円、合算すると2400万円で、月200万円のお金を一般経費として月200万円ずつ払っていますとかと言われて、はい、そうですかと……。それを言い出すと、本当にこれ、項目も多岐にわたって、と言い出すと、結局、審査はしているようで、審査のやり方の根本論になるのかもしれませんが、どれか一つ説明していただきたいとは思いますが、これは……。

○ 町田健康福祉課副参事兼課長補佐

例えば、健康福祉課の社会福祉一般事業費を例にとらせていただきますと、こちらのほうがうちの全般的な事業に係る一般経費ということで、臨時職員の賃金とか、うちの健康福祉部の郵送料、あと、民生委員さんが昨年度一斉改選ございましたもので、そういった経費等がこちらのほうから払われております。

その下の一般経費というのはもうちょっとうちの課に特化している部分でして、うちの課のほうでやっているコピー代とか、そのほか、うちの課で使う消耗品とか、そういった形になります。

○ 川村高司副委員長

そのようなことを庁内でどうチェックされているのか、この場合は議会で改めての決算審査なんですけれども、ここへ来る前に庁内でそういう、ちゃんと細目にわたってどのようにチェックされているのかというのは、何をもって、これで大丈夫ですよという、何か仕組みというのか、ただ単に今まで仕事をやっていくプロセスの中で、承認印を押すことによってそれを承認しているというか、決算に当たって、各部局から数字が出てきて、それを決算認定というのは、庁内における承認というのは、これは全て部長が権限を持って、この数字は間違いはないですよというふうな場を設けられているのか。

○ 村田健康福祉部長

なかなか難しいご質問で、どうやってお答えしていいのか難しいんですけども、例えば、先ほどお話出ましたように、賃金でありますと、時間単価は全庁一律で決まっております。コピーも単価が決まっています。郵送料も当然単価が決まっています。こういった単価が決まっているものが非常に多いということでございます。

したがって、その数量の確認につきましては、全てが部長決裁ということではございません。課長決裁のものもございますが、その段階で、単価に誤りがないか、数量が誤りがないかという形で支出を行っているというふうなことでございます。

○ 川村高司副委員長

済みません、ちょっとわかりにくい質問だったなと自分でも反省していますけど。

一つを例にとって、それを細目にわたってチェックを入れることによって、ほかの業務もきちっとされているなというものを確認するというのも一つの手法だとは思っています。

その一環として、例えば75ページに、先ほど補助金云々の話がありましたけれども、ボランティアのまちづくり事業で130万円という補助金を出していますというものに対して、どういうチェックをされたのか、新たに書類をつくってもらう必要はなくて、このボランティアのまちづくり事業の132万9000円を庁内でどうチェックされたという、その資料のコピーか何かいただいているんですか。どういうふうに使っているとか、これは補助金のあり方を見直すときに、チェックシートなりなんなりというのものもあるんで、それがそれなのかどうかはちょっとわかりませんが。

だから、この一個、ボランティアのまちづくり事業費の132万9000円を、確かにこれでよしとした庁内のエビデンスというか、というのが一つ欲しいというのと、障害福祉課の一般経費と一般経費の支出の運営経費に対して、庁内で、よし、これでよしというふうに承認したときの資料というか、だからこれを書類をつくるに当たって、庁内で資料が出てくるわけですね。事業の根拠というか。そのコピーを参考までに出していただいているんですか。

○ 中川雅晶委員長

どなたが答弁になりますか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

提出のほう、させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

○ 川村高司副委員長

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

保険料の収納のことでお伺いしたいんですけど、きょう出していただいた、説明いただいた資料の15ページで、口座振替率なんですけど、口座振替を推進している目標を立てていただいて、そこに向かって取り組んでいただいていると思いますが、平成23、24、25年度と口座振替の率が下がっておるんですけども、これはどのように整理してみえるんでしょうか。

○ 松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。

資料15ページでございます口座振替率でございますけども、年間の取り扱い件数の中で、実際口座登録をいただいている方を算出した手法でございますして、年次的にはやや減っているかなという傾向でございますが、口座振替、やはり有効な手段だと思しますので、このパーセントに甘んじることなく、56%より57%、60%というふうなところで進めていけるような、こんなことをして進めていきたいというふうに考えてございます。

○ 樋口博己委員

そういうことなんでしょうけど、これは、例えばもっと平成23年度以前の場合に、ピークは何%ぐらいまであったんですか。

○ 松岡保険年金課長

実は、平成20年度で、平成19年度まではご高齢の方も国民健康保険に入っていた関係があって、70%ぐらいまであったと思うんですが、75歳以上の方、つまり納付意識の高い方が抜けた関係がございまして、このパーセントに一旦落ちてしまったという経過がございます。

したがいまして、相対的には70%程度であったというふうに理解しております。

○ 樋口博己委員

口座振替だけが納付の手段ではないので、これにこだわることはないんですけども、国民健康保険全体では収納率が90.1%で、90%前後を推移していただいているのでいいんですけども、経費としては口座振替が一番安いんですね。この辺で、こちらの決算常任委員会の資料を見させていただくと、平成25年度の実績で、新たに口座振替していただいているのが2725件で実績になっておるんですけども、これは25年度の目標に対しては、実績としてはどうだったんですか。平成26年度の目標はあるんですけど、この辺はどういう数字やったんでしょうか。

○ 松岡保険年金課長

平成25年度の目標数値ということでよろしゅうございますでしょうか。

○ 樋口博己委員

はい。

○ 松岡保険年金課長

ちょっと資料を出しますのでお時間ください。

手元に目標数値を持ってございませんので、後刻ご報告させていただきたいと思います。申しわけありません。

○ 中川雅晶委員長

樋口委員、よろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

はい。それで結構なんですけど、資料としては、これは平成25年度の実績を確認するためには25年度の目標が入るべきやと思いますので、26年度の目標も当然必要だと思いますけど、そういう資料のつくり方をお願いしたいと思います。

それで、この16ページの資料で、平成25年度の収納率は90.1%で、滞納繰越分は18.7%で、これは恐らく毎年少しずつふえてくるのかなと。平成26年度の目標は18.8%になっているので、少しずつ少しずつこれは滞納がふえてくるんだろうなと思うんですけども、この辺、財産差し押さえたり収納推進課に移管したりはしてみえると思うんですけども、根本的に徐々にふえていくという傾向性を、何ですかね、打開する方法というのは何か考えられないんですか。

○ 松岡保険年金課長

滞納繰越分につきましては、収納率は平成21年度12%、22年度13%というところから徐々に、資料でごらんになっていただいているところまで伸びてきてはございます。しかしながら、国民健康保険加入者の年齢構成であるとか所得状況、決算常任委員会資料のほうで43ページをごらんになっていただきますと、高齢者の方が多いとか低所得の方が多いというところから、なかなか滞納繰越分になってくると身動きがとれないといいますか、効果的な手法が見出せないというところがございますので、そういったところは納付相談なんかをきめ細かくやっていきながら、払っていただける方と払えない方、この辺の見極めをして、累積滞納がこれ以上膨らんでいかないようにしていかなければならないというふうに感じてございます。

○ 樋口博己委員

そういうことなんだろうけど、例えばこの18.7%の内訳で、資力がありながら納付に至らない世帯であるとか、納付相談で少しでも納付いただけるとか、そういう何らかの方策が打てる方もみえると思いますし、根本的にお手上げじゃないですけども、払えないという世帯もあるかと思うんですけども、そういった分析というのはしてみえるんでしょうか。

○ 松岡保険年金課長

滞納となっている方の世帯の所得の分散状況を見てみますと、七七、八%ぐらいの方が100万円未満というところで、やっぱり低所得の方は多うございます。

したがいまして、それ以外の方も二十数%ございますので、そちらの方々には財産調査を進めながら、滞納処分という一方で、低所得の方につきましては納付相談、あるいは生活困窮であるとか、財産のない方については執行停止というようなところで、整理、すみ分けを進めてございます。

○ 樋口博己委員

ぜひともその仕分けをしていただいて、二十数%ですか、資力があるけども払っていないというところ、この辺は、公平性からも見て、厳しいスタンスでいかなければいけないというところもより一層あるかと思っておりますので、ぜひともしっかり努力いただきたいなと思っております。この滞納繰越分が少しずつであってもふえることなく減るように努力いただきたいなと思っております。

あと、済みません。後期高齢者医療保険料のほうなんですけども、現年度の納付率は恐らく年金から差し引くという絡みもあって、これは高いのはいいんですけど、滞納繰越分というのは、これは40.3%で非常に高いんですけど、これは恐らく根本的に年金収入が少ないということ、そういう方が多いということ、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○ 松岡保険年金課長

現年度分につきましては特別徴収が原則でございますので、収納率も92%台というところでございます、中には特別徴収にならない方がございます。年金が少ない方でいらっしゃるとか、あるいは、2分の1判定といたしまして、介護保険料を引いた後に健康保険料まで引き去りをすると年金の2分の1を超えてしまう方については、普通徴収の方法で徴収をさせていただくという方が納付書払いになりまして、中には、それでお支払いをいただけない方が滞納となってまいります。

したがいまして、一旦お支払いをいただけないと、なかなか今の40%台から向上するのはやや難しいというところで固まっております。

○ 樋口博己委員

わかりました。この40%、だからいいというわけではないんですけど、しっかりとした

丁寧な納付相談をいただきたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、以上で民生費並びに各特別会計の質疑は終了させていただきます。

そうしたら、ここで10分程度休憩を挟んで、次は衛生費という形でお願ひいたします。
20分まで。

14 : 09 休憩

14 : 20 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続き、健康福祉部、衛生費の質疑を行わせていただきます。

衛生費の部分も、事前に先般の議案聴取会で説明をいただいておりますが、追加の資料の部分のご説明をいただけますでしょうか。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、濱田でございます。

皆様のお手元の教育民生常任委員会関係資料でございます。その1ページ目からになります。よろしゅうございますでしょうか。

1ページ目で、健康福祉課分といたしまして、地域医療推進事業でございます。

これは、高齢化が進展する中、市民の方が希望する場所で療養や看取りができますよう、在宅療養の啓発や環境整備を行うものです。

その一つ目といたしまして、訪問看護充実のための支援でございます。これは、看護資

格を持つ在宅看護師の発掘、育成のためのもので、復職した看護師によるお話を聞いていただき、復職に向けた支援を行おうとするものでございます。これは実績等が平成25年度は少なくなっております。これは発掘、年度を追うごとにだんだん見つけにくくなっておるのかなという状況でございます。

②のほうも同じでございます、訪問看護師の養成研修会でございます。こちらのほうは、潜在看護師と現役看護師向けに訪問看護師の養成を行った講座でございます。平成25年度につきましては、現役の看護師3名、潜在の看護師3名、計6名が全課程32時間を受けていただきました。

③が訪問看護師のスキルアップ研修会で、平成25年度、新たに始めた事業でございます。これは、現役の訪問看護師のスキルをアップするため、25年度、6回の講習会を設けて、154名が参加しております。

(2)のほうは、市民向けの啓発事業でございます。

①が、市民向けの講演会を開催させていただきました。平成25年度につきましては、本年2月8日に総合会館の視聴覚室におきまして、仙台市より在宅医療を進めております川島ドクターをお迎えし、講演会をさせていただきました。120名の参加でございました。平成24年度等につきましては、文化会館第1ホール等を使って講演会をしておりますもので、参加者数が多くなっております。参加者数の減はそういう理由でございます。

②のほうは、市民による在宅医療啓発事業でございます、こちらのほうは、NPO法人であったり地域団体が実施する講演会等に補助を出すものでございます。平成25年度は12団体の方が企画をしていただきまして、964人の参加がございました。平成24年度はNPO法人等の企画が多く、割と大きな会場での講演会が多かった関係で、延べ参加者数が多くなっております。平成25年度はそれに比べまして、地域団体等小さな団体が、小さな身近な場所、集会所等での講演会が多くなり、延べ参加者数としては減っております。

続きまして、2ページ目のほう、(3)在宅医療の体制整備でございます。

①といたしまして、医療・福祉関係者向けに緩和ケア・ターミナルケアの研修会を実施させていただきました。参加者数は、ケアマネジャー等を中心に41名の参加がございました。

2番目が、病院看護師、現役の看護師を訪問看護ステーションに派遣をして、訪問看護への理解、在宅医療への理解を進めるための事業でございます。平成25年度、新たにこの事業を実施し、実際派遣できたのが14名でございました。

③が、在宅医療支援病床確保事業でございまして、在宅医の先生が患者の入院が必要と判断したときに、病院のほうにスムーズに受け入れができるよう後方支援体制といたしまして、あらかじめ協力医療機関を定め、入院を促したものでございます。

平成25年度につきましては、七つの協力医療機関をあらかじめ登録させていただいて、実際には四つの医療機関におきまして、6件、計66日間の実績でございました。この事業につきましては、関係7医療機関との調整に少し手間取った関係でございまして、事業の開始がおくれました。その関係も含めまして、当初見込みが65件、900日というふうな、予算も1260万円というかなり大きな予算をお願いしておりましたけども、現実的には6件、66日間、92万4000円の決算額でございました。これが今回の大きな不用額になった原因だというふうに感じております。

これら事業を行ったことによりまして、本市における在宅医療の体制は、少しではございますが前進したのかなというふうに思っております。

また、市民啓発向けの事業につきましては、できるだけ大きな講演会というよりも、できるだけ身近なところでの講演会をこれからも実施できるよう、支援をしていきたいなというふうに考えております。

また、後方支援事業につきましては、今年度は11件、114日間というきょう現在での実績でありまして、少しずつではございますが定着をしてきたのかなというふうに感じておりますもので、今後もこの周知に努めてまいって、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 須藤健康づくり課長

健康づくり課長の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、先ほどと同じ資料の11ページから14ページの、検診事業・がん検診推進事業と健康づくり市民協働事業についてご説明させていただきます。

まず、11ページのがん検診事業をお願いいたします。

本市の死因の第1位であるがんを早期発見し、適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることを目的に、胃がん、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、肺がんの五つのがん検診を実施しております。

実施に当たりましては、個人通知、広報、がん啓発イベントなど、多くの機会を通じて

受診啓発に努めるとともに、受診率の向上に向け、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を特定の年齢の方に送付し、受診勧奨を行いました。

過去3年間の受診状況は、下段の(2)のがん検診受診状況に記載のとおりでございます。

なお、無料クーポン券を有効に活用いただきますよう、12ページの(3)に記載のとおり、平成24年度から、無料クーポン券送付後3カ月が経過した時点で無料クーポン券をご利用いただいていない方に、再度受診勧奨の個人通知を行うとともに、利用されない方はこういった理由で利用されないのか、アンケート調査を実施しており、アンケート結果は②に記載のとおりでございます。

事業の効果につきましては、乳がん検診の受診率は横ばいではありましたが、胃がん、子宮頸がん、大腸がん、肺がん検診の受診率は年々向上しております。

今後の課題及び方針につきましては、受診率の向上に向け、平成21年度から24年度の無料クーポン券の対象で一度も受診されていない方へ、今年度は再度無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行っております。

また、集団検診の日程の延長・土日検診の増設とともに、五つのがん検診の同日受診日を今年度から設定し、受診しやすい体制づくりに努めております。

さらに、がん検診の無料クーポン券を利用しない理由に、「忙しくて受ける時間がない」、「健康なので必要がない」、「がんが見つかるのが怖い」といった理由があることから、検診への不安の解消、必要性の理解に向け、さまざまな機会を通じて啓発を強化し、受診率の向上に努めてまいります。

続きまして、資料13ページの健康づくり市民協働事業についてご説明させていただきます。

健康寿命の延伸に向けて、運動実践や食生活の改善など、市民の自主的な健康づくりを進めるため、健康ボランティアを養成するとともに、各地域での取り組みが進められるよう、自治会や老人会などへ働きかけ、健康づくりの実践活動の拡充に努めております。

事業内容は2に記載のとおり、健康ボランティアの登録者数は、平成25年度は平成24年度を若干下回りましたが、549名登録をいただきました。健康ボランティアの地域での主な活動でございますが、鶴の森公園や水と緑のせせらぎ広場など、市内13カ所の公園で毎週運動教室を開催するとともに、集会所等の身近な場所では介護予防教室を開催するなど、自主的な活動に取り組んでいただいております。

また、地区での重点活動として、健康づくり課の保健師や管理栄養士などの専門職が各地区に出向き、その地区の健康状況や健康づくりの必要性についての説明会を開催し、地域でこういった取り組みができるか、地区の団体や健康ボランティアと協議し、講演会や健康体操の普及など、新たな取り組みへとつながっております。

これらの活動実績が資料14ページの上段の一覧でございます。市民の参加数は年々増加し、平成25年度は4万3455人にご参加いただいております。

事業の効果といたしましては、地区の団体から直接健康ボランティアへ、高齢者向けの健康体操の実施依頼や、健康ボランティアと民間事業所が協働で、若い世代が集まるイベントにおいて体操やレクリエーションを実施するなど、幅広い取り組みへとつながっております。

今後の課題及び方針につきましては、引き続き健康ボランティアを養成するとともに、健康ボランティアの自主的な活動に加え、地域の自治会や老人会と連携し、多くの場で健康づくりに取り組んでいただけるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 白木保健予防課長

保健予防課の白木です。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の資料17ページをごらんください。こころの健康づくり支援事業につきまして説明させていただきます。

予算現額315万5688円、決算額295万738円です。

まず、目的から説明させていただきます。

こころの病や精神障害のある要支援者に対して相談支援を実施するとともに、精神障害等に関する正しい知識やこころの健康づくり、早期相談に関する普及啓発などを図ります。同時に、自殺予防についても、これら相談支援や普及啓発のほか、その理解者・支援者の育成を図ります。

2、内容（実績）について。まず、こころの相談です。

平成23年度に精神保健福祉士による相談を開始しており、24年度には思春期相談、25年

度からは精神保健福祉士の相談回数を月2回から週4回にふやし、精神科医師や保健師、精神保健福祉士などにより、相談体制の充実を図りました。

また、こころの相談については、広報など継続的に周知し、早期相談や継続支援に努めました。

ここにございます表は、平成23年度から25年度の延べ件数ですが、23年度1610件に対して、25年度は2072件と増加しております。

次に、(2) こころの健康づくりです。

講座や講演会を実施するとともに、精神障害者等に関する正しい知識、早期診断につながるよう普及啓発を行いました。表の1と2はそれぞれの実績並びに参加者数です。

(3) 自殺予防になります。

自殺に係る相談支援や普及啓発のほか、相談機関、関係機関の連携や、自殺予防を支援するメンタルパートナー研修を実施いたしました。表は、その開催回数と参加者数になります。

3、効果です。

こころの相談につきましては、先ほど申し上げたように相談件数は増加しておりますが、それだけでなく、平成23年度の新規来所相談者の相談件数も、73件から、25年度93件と増加し、広く市民への周知が早期相談につながりつつあると思われまます。

こころの健康づくりに関する講座、精神障害者等に関する正しい知識の普及の啓発では、講演会や健康教育の参加者数に、先ほどの2、3にございますように増減がございますが、まずこころの健康づくりにつきましては、実は企業、事業所だけを見ますと、平成23年度3事業所、25年度6事業所と、講座の依頼が徐々ではございますけれどもふえており、企業の理解が高まってきていると認識しております。

また、自殺予防のメンタルパートナー研修につきましても、研修開催の総開催数は減ってきておりますが、企業、事業所だけを見ますと、平成23年度3事業所から、25年度4事業所と、少しですがふえてきております。

次に、4、課題と今後の方針です。

今後、さらにこころの相談件数の増加に対応できるよう、相談体制の充実や工夫を図っていく必要があると考えております。

また、せっかく医療につなぐことができた相談者の治療が中断することのないよう、引き続き相談や訪問を行う必要もあり、その体制の充実も図っていく必要があると認識して

おります。

自殺予防につきましては、薬物をその手段に用いて行動に移される方もおられることから、本年度から、自殺対策連絡会議に新たに四日市薬剤師会の参加協力が得られるよう、現在進めております。

あわせて、ここに年次推移の表がございますが、この合計の年齢構成比を出しますと、30代、40代と60代において、全国、三重県の平均よりその割合が高くなっており、もっと事業所等にメンタルパートナー研修や講演会などを働きかけていけるよう、考えております。

また、アルコールとうつと自殺は死のトライアングルと言われ、自殺予防に合わせてアルコール依存症対策も必要となることから、四日市アルコールと健康を考えるネットワークと連携しながら、市民への啓発を行ってまいります。

こころの健康づくり支援事業の説明は以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 平田衛生指導課長

衛生指導課の平田です。

同じ資料、続きまして19、20ページをお願いします。食の安全・安心対策事業の監視事業でございます。

市内で生産や販売される食品の検査及び食料関係事業者に対しまして監視指導等を実施することにより、不良・違反食品を排除し、食中毒や食品事故の未然防止に努めて、食の安全・安心の確保を図ることを目的としております。

具体的な事業内容です。まず、食品の収去検査でございます。

市内に流通します食品を収去いたしまして、検査の結果を事業者へに通知し、指導することにより、食の安全・安心を図りました。平成25年度につきましては332検体を収去・検査し、内容につきましては、食品衛生法の基準、規格基準違反はございませんでしたが、市で策定しております衛生指標の不適合が6件ございました。

二つ目が、営業施設への立ち入りによる監視指導です。

許可施設総数5970件のうち、大量調理を行う飲食店から、計画的に2299件の監視を実施

しました。主な業種別の状況は表2のとおりとなっております、その監視における指摘事項につきましては、隣の20ページ、表3のような状況となっております。

三つ目が、食中毒予防、衛生管理についての講習会の実施でございます。

食品衛生責任者の講習や食品事業者、給食施設関係者や市民からの要請によりまして、講師を派遣し実施し、啓発に努めております。平成25年度につきましては、76回、2914人の受講ということになっております。

効果につきましては、先ほどの収去検査で6件の不適合ということでしたが、これにつきましては、製造事業者に直接改善の指導を実施しまして、全ての施設を改善し、再発に努めたところです。

また、食中毒の発生につきましては、平成25年度は2件、これにつきましても、事業所に対しまして重点的に改善の指導を行いまして、再発防止に努めたところでございます。

最後に、今後でございますが、食中毒や検査不適合が現実として発生していることから、今後も計画的、重点的な監視指導を実施する必要があるとございます。近隣の保健所、自治体、関係機関と連携や情報共有を図りまして、また、事業者自身の自主的な衛生管理を促進するとともに、広報やホームページなどを活用し、市民に対しまして、食の安全・安心について情報提供を行い、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 廣瀬食品衛生検査所長

食品衛生検査所の廣瀬でございます。

食の安全・安心対策事業の検査部門について説明させていただきます。資料については21ページ、22ページになります。

事業の目的ですが、消費者の食品への関心が日々高まる中、食の安全・安心が求められております。と畜場法や食品衛生法に基づき、四日市市食肉センターに搬入された牛・豚について検査を行い、また、市内で生産、販売される食品の検査を行います。これらの検査を確実に実施することが目的となります。

事業の内容につきましては、食肉衛生検査事業につきましては、四日市市食肉センター

に搬入された牛・豚について、全頭、と畜場法及び食品衛生法に基づき疾病の検査等を行い、食肉の安全、衛生の確保に取り組んでおります。

BSE検査については、省令改正に伴い、平成25年7月1日から全頭検査を見直し、検査対象月例を48カ月超えといたしました。

と畜検査結果については、と畜検査情報システムにより、個体別疾病情報を記録・管理し、生産者に必要な情報をフィードバックしました。

と畜検査頭数、BSE検査結果、それとと畜検査結果頭数については、表のとおりになります。

それ以外に、食鳥肉の安全確保につきましては、食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、認定小規模食鳥処理施設を定期的に監視指導並びに収去検査を実施しました。

食品検査事業につきましては、保健所が四日市市食品衛生監視指導計画を計画し、それに基づき収去した、市内に流通している食品の微生物の保有状況について検査を実施しました。また、食中毒等発生時には、その原因微生物を特定するための検査を実施しました。その検査結果、件数については、食品の収去検査成績、食中毒関連検査の表になります。

事業の効果としましては、食肉衛生検査事業においては、と畜場法に基づき適正かつ的確に検査を実施し、生産者のニーズに合った情報をフィードバックすることにより、食の安全と安心の確保を図ることができました。

食品検査事業においては、迅速かつ的確に検査を実施し、食中毒等の原因究明をすることで、感染の拡大防止を図ることができました。

今後の課題、方針としましては、より安全な食品・食肉を提供するために、と畜場の衛生管理指導など、食品の総合的な衛生確保に努めていかなければならないと考えております。また、食肉センターと連携し、積極的に見学者を受け入れ、安全で衛生的な食肉を提供している検査所の役割をPRしていきたいと考えております。

日々変化する疾病に対し、迅速かつ正確に対応できる検査体制を整えるためには、各地で開催される研修会など、積極的に参加し、検査技術や知識を研さんすることで、検査員個々のスキルアップを図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。以上ですね。

先般、議案聴取会において、豊田委員から、各課の重点取り組みと、それから課題と今後の方向性等について資料請求があった、その説明はお聞き及びのとおりでございます。

この先、質疑から受けさせていただきますが、通常のこれ以外の議案について、追加に説明するようなものが理事者からあればここで受けませんが、特段ありませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、委員の皆さんから質疑をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○ 諸岡 党委員

がん検診推進事業のところなんですけど、私も毎年市のがん検診のやつを申し込んでもらってやっておるんですけど、毎年一つ引っかかるのがあって、私、ネットで申し込みをするんですよ。あれ、2月末か3月ぐらいで締め切って、もう今年度分は終わりましたみたいな表示になりますよね。それは当然、3月末で締めるでそれはわかるんですけど、そうすると、例えば平成26年度、またことし受けたいなと思ったときに、4月にパソコンを見ても、25年度分は終わりましたと書いてあるだけで、じゃ、26年度いつから受け付けてくれるのかさっぱりわからんのですよ。私は毎年やっておるんで、多分6月か7月になったら申し込み始まるんやろなと思って、6月入るとちょこちょこ週に1回ずつ見ておると、始まったという感じで見るとやけど、あれって何で、何ていうの、26年度はいつから募集しますと書けやんもんのかなと思って、それ書いてあったほうが親切やと思うし、もう一つ言うなら、4月からでも、まだ発送はできやんけど受け付けだけはしておいて、時期が来たら発送しますとしてあったほうがもっと親切なのだと思うけど、何で無理なんですかね。

○ 須藤健康づくり課長

申しわけありません、ご指摘のとおりで、検診が毎年7月から始まりますので、その1カ月ぐらい前からインターネットのほうで掲示をさせていただいております。インターネットの掲示につきましては、今ちょっと見直しておる状況でございます、今委員にご指

摘いただいた点については早々に改善をしてまいりたいと考えております。

○ 諸岡 党委員

はい、結構です。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。

ほか、ご質疑ございませんか。

○ 小川政人委員

肺がん検診がいつも課題になっていて、集団検診やなくて個々の診療所で検診をしてというところでネックになるのが、2カ所でフィルムを見てもらわないかんというところでネックになって、それから、今にもやりそうなことを前の課長は言うておったら、だめになってしもうて、今頓挫しておるんか、どうなの。その辺がちょっと。

○ 須藤健康づくり課長

今ご指摘いただきましたとおり、集団検診のみで実施しておりますので、受診率は伸びてはいるんですが、委員ご指摘のとおり、個別の医療機関での検診が実施できておりませんので大きく伸びはないんですが、お二人のドクターに読影いただくという交渉につきましては、今年度も医師会と詰めておりますので、頓挫しておる状況ではなく、ただ、2名のドクターで、お一人の方は十分に経験を積まれた方ということで、呼吸器であったり放射線の先生であったりということで、そのドクターの確保に向けて今年度も調整しておりますので、頓挫しているという状況ではございませんので、こちらのほうで検討も進めておる状況でございます。

○ 小川政人委員

この間、前課長に聞いたら、いや、もう医師会だけじゃなくて単独でもやりますというのが去年の答えやったと思ったんやけど、ことしになったら、いや、うまいこといっていませんねとか言うておったで、違うんやな。

○ 須藤健康づくり課長

さようございまして、医師会長ともお話をさせていただいておりますので。

○ 中川雅晶委員長

小川委員、いいですか。

○ 小川政人委員

はい。とりあえず。

○ 中川雅晶委員長

はい。

ほか、検診事業・がん検診推進事業について、関連のご質疑。

○ 豊田政典委員

まず、追加資料を準備いただきまして、皆さんありがとうございます。

11ページのところに、この推進事業の目的として、「がんによる死亡を減少させる」と書いてあるんですけど、確かに、検診はがんによる死亡を減少させる一つの有効な、行政のできる仕事の一つかなとは思んですけど、実際に四日市市民のがん死亡率の数字があれば紹介いただきたいんですけど。推移。

○ 須藤健康づくり課長

死亡者数は減少しているのかということで、数値のお尋ねをいただきました。死亡者数をはっきりと減少しているという効果が見えてくるのは、厚生労働省も一応受診率の目標としている胃がん、大腸がん、肺がん検診であれば、例えば40%、子宮頸がん、乳がんが50%を超えると死亡率への効果が見えるというようなお話を聞いておる状況であります。

ですので、明確に四日市のほうが減少しているとは明言はしがたいところはあるんですが、平成23年度と24年度の四日市市の悪性新生物の死亡数というか、年齢調整死亡率といまして、人口サイズやいろいろな規模によって死亡者数が変わってまいりますので、それを調整するような、調整率で死亡率を見ていきますと、若干ではあります、24年度は下がっております。

ただ、それぞれの個別のがん検診を見ていきますと、それぞれによって死亡者数、例えばことしは胃がんが減って大腸がんがふえたとか、個別によってそれぞれ死亡者数が変わっておりますので、一概に下がったと言い切れるかというところ、そうではないところもあるんですが、今後も、委員ご指摘のとおり、がん検診の効果、もちろん見ていく指標として死亡者数というのは必要かと思っておりますので、分析のほうは引き続きしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

確かに、市役所ができることというのは限られているというか、がん死亡率を下げるところまで目的で置いていいのかというのも考えるところもあるんですけども、がん検診は確かに有効な事業だと思いますから、今言われたように、検診率、検診者数ばかり追いかけているんじゃないかと、事業効果というのをいろんな側面から捉えていただきたいと思っております。

検診率の話ですけど、12ページのアンケート結果を読んでいますと、受診する予定とか職場の検診で受けるというのは丸として、その下の二つというのは個人の判断だといえればそれまでの話なんですけど、この結果を受けて、これはいつやったんだろうか、平成24年度と25年度にやって、この事業を継続していく、さらに受診率を上げていこうとされていると思うんですけど、どんな感想を持っておられるのかなど。その結果がこの4番のところの3項目、それに対する対策かなとも思ったりするんですけど、アンケートを受けてということで、もう少し話を聞かせてもらえますか。

○ 須藤健康づくり課長

委員からご指摘をいただきまして、本当に、下の「忙しく検診を受ける時間がない」とか「健康なので必要がない」といった方々に受けていただくということが今後の課題になるかと思っております。

その点につきましては、「忙しく検診を受ける時間がない」というようなところは、健康づくり課は、職域といたしまして、企業さんと一緒に健康づくりをやっていこうということで、講演会をやったりとか会議なんかをやっているところなんですけど、そのあたりで、企業さんに健康情報をお届けしたりとかそういう形で、企業の側から、若い人にもお忙し

くても検診がこれだけ必要ですというようなPRをさせていただいたり、あと、「健康なので必要がない」といった意見とか「がんが見つかる怖い」といったあたりの意見につきましては、課題と今後の方針のところの(3)のところに書かせていただきましたが、民間団体との協働による受診啓発ということで、これは講演会やピンクリボンのイベントや街頭キャンペーンなんですけど、キャンサーリボン四日市といいまして、がんを減らしていこうという実行委員会形式の民間団体が四日市のほうで立ち上げをいただきまして、その中で、先般も9月7日に啓発の講演会をさせていただいたんですが、実際にがんを経験された患者さんなんかのお話を身近に聞いていただいて、本当にがんは早く見つけたほうが良いといったような、ミニセミナーのようなものを開催していただいて、できるだけこういうなかなか受けていただけない方にも、少しずつではありますが、そういう形で働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○ 豊田政典委員

この事業については、市民の意識調査、アンケート調査をやったりとか、それから、今説明されている4番の改善事項とか、比較的論理的な対応、具体的な手を打っていると思っております。

きょうの委員会に出ている意見もぜひ改善項目に挙げながら、さらに進めていただきたいなと思いました。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、この検診事業……。

○ 小川政人委員

胃がん検診、もっと簡単ないい方法があるとかいうのも聞いておるんだけど、その辺は

どう取り入れていくのかということと、それと効果というのが、豊田委員も言われたように、受診率がアップしたというんじゃなくて、その後の追跡調査をして、どれだけ早期発見につながっているのかというのが最大の効果やと思うておるんですけども、その辺はどう、前も一回こんなことを言うたと思ったんやけど、その後してくれておるのかどうか、その辺が何も出ていない。

○ 須藤健康づくり課長

申しわけございません。2点ご質問をいただいて、まず1点目のほうは、多分ABC検診のことをおっしゃってみえるんだと思うんですが、ABC検診というのは、血液検査でピロリ菌の有無とか胃炎の有無を調べる検査を合わせて、胃がんになりやすいかどうかという、胃の健康度をはかるような検査でございます。胃の健康度を調べて、胃がんになる危険度が極めて少ない方は精密検査から除外されて、危険度が高い方に胃がんがないか確かめるために内視鏡などを受けていただく検査でございます。

非常にスクリーニング効果はあるかと思うんですが、死亡率の減少効果といったところでは、西東京市なんかでもやっていただいておりますが、症例が少ないというところで、科学的な根拠がまだ明確になっていないというところで、厚生労働省の胃がん検診として認められていない現状があるということと、あと、それからもう一点ですが、内視鏡ですね、精密検査を受ける間隔というのがまだ具体的に、例えば2年にするのか3年にするのかといった、その辺の事後フォローの問題が明確になっていない状況でございます。市の職員も今年度もそういうABC検診の研修会なんかにも参加して、もちろん情報収集に努めておるんですが、今後はやはり国の情勢であるとか科学的根拠のあたりを見極めながら、実施については検討していきたいと考えております。

あと、精度管理については、本当に委員ご指摘のとおり、がん検診を受けた方で、精密検査になって、そのまま放置というのが一番私どもも残念というか、それをつなげていくのが私どもの使命だと思っております。その点につきましては、がん検診を受診していただいた病院で必ず責任を持って、精密検査を受けてください、その結果を病院のほうへ報告してくださいというような形で、まず病院のほうからもご本人にアプローチをしていただいて、それでも受診されない方につきましては、健康づくり課のほうから直接お電話させていただいて、検診を受けてくださいというような形でご案内はさせていただいております。

○ 小川政人委員

案内してもらったのはええんやけど、その結果、ふえたのかふえないのかというそのパーセンテージがあると思うんやけど、再検査、要検査の人の再検査率とか、そういうものはどうなっておるのか。

○ 須藤健康づくり課長

済みません、一応検査率というか、要精密検査を受けていただいた方の数値というのは把握しておりまして、そこから先、もう一度アプローチをして、それで何%ふえたかというところは、数値が一緒にまとまっておりますので、そこまで分析はしていない状況で申しわけありませんが、例えば平成23年度から24年度の胃がん検診を受けていただいた方は、精密検査を受けられた方のうちの約93%は精密検査を受けていただいております。そのうち、がんを発見されたのが30名ということで、そこまでは追っておりますが、1回目に受診されて2回目だという、そのあたりの分析は至っておりません。申しわけございません。

○ 小川政人委員

なるべく丁寧な仕事をしてもらって、より早期発見に努めてもらうようにお願いします。

○ 中川雅晶委員長

このがん検診推進事業について、ほかはございますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ないようでしたら、別の事業についての質疑を受けます。

○ 豊田政典委員

それじゃ、次のページの13、14、健康づくり市民協働事業のことでお聞きしますが、目的のところに「健康寿命の延伸に向け」と書いてありますが、四日市市民の健康寿命と

いのは何歳でしょうか。

○ 須藤健康づくり課長

四日市市の健康寿命でございますが、平成24年度の統計結果でございますが、まず、男性の平均寿命が79.6歳で、健康寿命が77.1歳でございます。女性につきましては、平均寿命が85.9歳で、健康寿命が80.3歳という状況でございます。

○ 豊田政典委員

すごいですね。この事業はいつから始めたのかな。健康寿命の事業を行ってきて、大まかに、伸びてきているのか、変わっていないのか、下がっているのか、そのあたりを少し説明してほしいなと思っております。

○ 須藤健康づくり課長

まず、この健康づくり市民協働事業でございますが、健康ボランティアの養成等は、それぞれボランティアさんによって養成のスタートした時期が変わってまいりますので、この健康づくり市民協働事業のスタートがいつからという、それぞれにご説明をさせていただく形になるんですが、平均寿命というか健康寿命につきましては、今までそれほど、残念ながら数値に……。四日市市は例えば平成二十……そうですね、健康寿命、男性のほうが、若干ではございますが健康寿命……申しわけありません、ほとんど横ばいの状況でございます。

○ 豊田政典委員

それから、13ページの登録者数の表の読み方ですけど、各年度の人数はわかったんですが、これは、これを足し算していくんじゃないかと、平成25年度が、それまでになった人も含めて549人という意味なのか、新規が549人なのか、どうやって読むんですか。

○ 須藤健康づくり課長

この549名は、今までの登録者数も含めてでございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、平成25年度549名いて、その下、（2）から、いろんな活動を地域でやっているとか、団体や四日市市と一緒にいろんなことをやってきました。で、効果はこのようなのがあったというのはわかるんですけど、正確じゃなくていいんですけど、549名の方が（2）に書かれてるような活動に何%ぐらいの方が参加している、活躍しているのかなというのを教えてください。

○ 須藤健康づくり課長

ほぼ全部の皆さん、それぞれに地域に、地区ごとにボランティアさん登録いただいておりますので、大体ほとんどの地域にいらっしゃるボランティアさんは、この自主的な活動や地域活動にはかかわっていただいております。

○ 豊田政典委員

それは、そう言われるということは、地域から見ても、どなたがボランティアであるとかいうことがよくわかりやすい形で登録されているし、活動しているかいないかというのも把握されているという、そんな理解でいいんですか。把握というのは、市役所が、健康づくり課が把握している、活動実績を。

○ 須藤健康づくり課長

はい、活動を実施していただいた場合には活動報告書を上げていただいておりますので、そのあたりについてはご報告をいただいております。

○ 豊田政典委員

わかりましたが、今、大体500人から550人で推移している。これ、人数はこれで、入れかわりはあるかもしれませんが、皆さん、健康づくり課が考えているような活動をしてもらう人数として、このぐらいがいいのか、少ないのか多いのかというのはどうなんですか。

○ 須藤健康づくり課長

健康ボランティアの登録者数はできるだけふやしていくということを目標に、最終、今の目標は、身近な地域にお一人はボランティアさんをとということで、市内自治会が約700ございますので、700人ぐらいを目標に、今現在養成をしておる状況でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、平成25年度に限っていえば、24年度に比べてマイナス2ですから、その点については課題というか反省すべき点であったのかなというふうに思いました。

これについても、先ほど健康寿命との相関関係というのは難しいかもしれないけど、事業目的として明記して掲げているわけですから、確かに活動して寿命云々というようなことじゃなくて、活動自体が楽しいよというのでもいいんですけど、目的として掲げている以上は、健康寿命というのもきちんと把握して、上がったほうがいいですよ。そういうことをきちんと念頭に置いて、こういうところにも、効果であるとか課題の数字として書き込んで示していただけるようにしてもらえればと思います。

○ 中川雅晶委員長

須藤課長、いいですか……あ、答弁。

○ 豊田政典委員

じゃ、あれば。

○ 須藤健康づくり課長

ありがとうございます。本当に委員ご指摘のとおりでございますので、そのあたり、今回ちょっと記載のほうも抽象的な書き方になっておりましたので、今後はそういう形で、目的、成果、それからその効果等をはっきりと見るような形でお示しさせていただきたいと思えます。

○ 中川雅晶委員長

よろしくをお願いします。

ほか、健康づくり市民協働事業で関連の質疑はございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、ほかの事業についてもご質疑を承ります。

○ 小川政人委員

この資料の2ページ、濱田次長のところかな、在宅医療で6件の受け入れがあったという、これは全部受け入れられたということであっていいのかな。2ページの③のところの。在宅医療支援病床確保事業ということ。

○ 岡本健康福祉課副参事兼課長補佐兼企画係長

健康福祉課、岡本でございます。

今、小川委員のほうにご質問いただきました、在宅医療支援病床確保事業の平成25年度の実績につきましては、実績として上がってきているのは6件です。ただ、中には、受け入れができなかったというのではなくて、調整の段階の中で、この事業を希望しようかというかかりつけの先生との調整の中で、調整する段階で、いざ入院となったときに、ご家族の方が、もう少しおうちで頑張ってみる、何かあったときに入院ができるんだったらもう少し家で見るわというような形で、実際に利用に結びつかなかったケースというのもあるというふうには聞いておりますが、病床が満杯で受け入れができなかったというようなことは、担当の方からいろいろとご意見とかお話しは伺っているんですけども、そういったことは聞いてはおりません。

以上です。

○ 小川政人委員

聞いておらないということは、なかったというふうに理解をするんですけども、それでよかったのかなというのと、それから、6件で66日間って、1件10日ぐらいで皆完治をしておるのかな。

○ 岡本健康福祉課副参事兼課長補佐兼企画係長

この事業としましては、在宅で療養生活をしている方が、救命救急ではなくて入院が必要となった場合に、ご自宅に戻っていただくために、いい状態になるための事業ということで、一応利用期間を14日間ということをお約束として掲げさせていただいております。中には、ちょっと状態が悪くて、14日間を出た場合には通常の入院という形で病院に受け入

れをしていただいているという方も1件はみえましたけれども、10日前後で戻っていただいたという形で報告を受けております。

以上です。

○ 小川政人委員

もう結構です。

○ 中川雅晶委員長

この地域医療推進事業について、関連のご質疑ございますか。ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

私のほうからも。先ほど、決算額が予算額を大きく下回ったというのは一部聞きましたけれども、先ほど、この在宅医療支援病床確保事業でしたっけ、が大分下回ったということが大きく影響しましたよということですが、それだけが原因ですか。ほかは……。

○ 岡本健康福祉課副参事兼課長補佐兼企画係長

この在宅医療支援病床確保事業のところが一番大きなところでございます。先ほどの説明プラス、それからあと、市民向けの講演会をしていたり、関係者向けの講演会をしていたりというところで、関係者の報償費のところが、かなり予算を下回る額で先生方をお願いすることができたのと、あと、会場使用料、文化会館とか、あさけプラザとか、そういったところでの会場の使用を予定しておりました。それを、看護医療大学様にご協力いただいて会場をお借りすることができたりとか、そういった本当に細々したことなんですけれども、そういうことが積み重なってという部分も入っております。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

それにしても、これはパーセントでいくと執行率34.2%なので、かなり下回っているのかなと。会場費を節約できたとか、講師の報償費を節約できたとか、先ほどの在宅医療支

援病床確保事業については、どれだけかというのは、初めてでもあるし、よく想定できないという部分はあったにしても、えらく執行率が低いなどというのが見てとれるんですが、もう少し分析というのは。

○ 岡本健康福祉課副参事兼課長補佐兼企画係長

説明が不十分で申しわけありませんでした。

まず、在宅医療支援病床確保事業につきましては、当初、次長のほうから説明させていただきましたとおり、最初の予算額のほうが1260万円の予算計上をしておりまして、実際に利用したのが924万円ということで、ここで1200万円近い額の差額が出ております。ここが一番大きなところになります。

あとは、先ほどもお話しさせていただきましたように……。

○ 中川雅晶委員長

今の数字、ちょっともう一回……。

どうぞ。

○ 岡本健康福祉課副参事兼課長補佐兼企画係長

あと、訪問看護師養成の研修会で、実際にご受講いただく方の託児の委託というのを予定しておりましたが、託児の委託のほうの件数も少なかったということで、委託料のほうも余ってきたという現状です。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

この部分というのは非常に政策的なところで、地域医療推進事業として位置づけられているので、ここが滞留すると、本市の、これから地域包括ケアシステムの中の原動力になっていかなきゃいけないところが滞留してしまうという可能性もあるので、ぜひ、現状の事業の精査と、また、問題点があれば新たにモデルチェンジをしていくとか、新たな事業展開とかをしていただかなきゃならないんじゃないかなと思いますし、平成20年度から本市が保健所政令市になって、この事業をずっとスタートしてきて5年を経過していく中で、少し踊り場状態が続いているかなと思いますので、ぜひその辺、2025年に向けて、次のス

ページへ上がっていただくことを申し入れしておきます。

ほか、ないですかね。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

では、ほかの事業でご質疑があればお受けいたしますが。ありませんか。

○ 川村高司副委員長

食品衛生検査所のところで、ちょっといろいろ教えていただきたいんですけど、主要施策実績報告書で128ページの下段から始まって、ずっと報告いただいているんですけど、この表の見方がちょっとわかりにくいというか、説明していただきたいのが、129ページで食品衛生関連検査というので、例えばこの表の総計の上に、学校給食総検体数というのが48あって、内訳で大腸菌とかサルモネラ菌とか、48、48。これ、48の検体数をやったら全部大腸菌が出たというのか、検査項目192、これは何が書いてあるのか、検査した結果が書いてあるのか、検査したことが書いてあるのか。

その次の130ページに関しても、検査実施数というのが、これは5月7日にサポウウイルスというんですか、これが19あって、内訳、便1とかって。130ページにいくと、毒物迅速検査で冷凍グラタン1で、これは何か問題が発生しているのか、何事も問題なかったのかさえも、私には読み解けないんですけど、これは何が書いてあるんですか。

○ 尾上健康福祉部参事

健康福祉部の尾上と申します。

今ご質問いただいたことについて答えさせていただきます。

129ページのほうから説明させていただきます。わかりにくいんですけども、実際は、これ、検査をした数をあらわしているんですね。例えば、先ほどの学校給食48件というふうにありますけども、これは、48件の中の検査項目ですね、実際実施した検査項目が一般細菌数とか大腸菌の検査をしたとか、黄色ブドウ球菌の検査をしたとかサルモネラの検査をしたというふうなことになります。実際の検査項目数、全て合わせると192項目について検査をしましたよというふうな見方になります。

だから、実際これは大腸菌がそれだけ出ていたというふうなことではなくて、食品衛生検査所の集計になりますので、実際、大腸菌の検査をしましたよというふうな報告になっております。

続いて、130ページです。サポウイルスというふうな形になります。これも、便が1件で、検査実施数19件というふうな形になりますけども、実際検出されたのはサポウイルスというふうなものになるんですけども、食中毒を疑われたとき、サポウイルスだけじゃなくいろいろな検査をするわけですね。19件検査したうちでサポウイルスが検出されたというふうな形になります。

よろしいでしょうか。

○ 川村高司副委員長

これだけ仕事をやりました、で、その結果というか、腕立て1000回やりました、でも試合に勝ったのか負けたのかというか、試合の結果という、検査の結果というのは余り関心がないですか。

○ 尾上健康福祉部参事

いや、そういうことじゃなくて、結局、食品衛生検査所は検査をやるということで、その結果に対してどういうふうに判断するかというのは、実際、衛生指導課というふうな形の組み分けをしておるんですね。

○ 川村高司副委員長

よくわからないですけど、仕事が違うので、縦割りなので、自分たちは検査をして、その結果に基づいてどうであったか判断するところは違う部署なのでわかりませんという、わからないというか、そういうまとめ方の表という解釈でいいですか。

○ 尾上健康福祉部参事

実際、この表に関しては、検査をした内容について書かせていただいております。

○ 川村高司副委員長

それはもう同じように、132ページとかでも、食肉安全対策でどれだけ検査をやったか、

全て検査をやっただけであって、その結果というのはどこを見たらいいんですか。

○ 廣瀬食品衛生検査所長

先ほどご指摘の129、130ページについての検査については、あくまでも、さっき言われたとおり、検査件数として挙げたものという形になります。判断に加わらないかという話ではなくて、衛生指導課とともに検討して業務を進めているということにはなります。ただ、最終決定は、食中毒と判断するとか、収去食品の食品が違反であるとかいうことの最終判断は衛生指導課が行い、処分を行うということになります。

それから、131ページ、132ページにつきまして行った検査ですが、これもあくまでも行った検査件数です。それについての結果についてはここには書いてありませんが、あくまでもこの検査結果をもとに、と畜場での食肉の安全を担保するための衛生管理のために活用させてもらっている数字ということになります。

検査結果については、菌数が多いか少ないか、出たか出ないかという話になりますが、O-157、サルモネラ菌については、実際には検査としては陰性ということになりますが、一般細菌、大腸菌群数については、汚染率といいますか、汚染の指標という数字になりますので、これも数字を活用して衛生管理に努めるという形になりますので、それについての結果というのはいくまでも生データを並べるという話になりますので、ここには載せてはなりません。

以上です。

○ 川村高司副委員長

健康診断でも何でも、項目を並べられても、その数値が本来の物差しに対してその範囲内なのかどうかというのが知りたいがために、いろいろ仕事として検査するんですけど、その検査の結果が、専門性があるって、その都度判断が求められるから、表記しにくいから書いていないということですかね。ようわからん。

○ 尾上健康福祉部参事

実際、先ほどと一緒の答えになるんですけども、表記しにくいというか、判断をするところがというふうな形になるんですけども、じゃ、実際の数を言わせていただきますと、平成25年度に関しては、収去検査のところで、先ほど衛生指導課のほうから説明があっ

たと思うんですけども、市の不適合が6件ありました。平成24年度に関しては、市の不適合が14件、平成23年度に関しては、市の不適合が12件というふうになっております。

以上です。

○ 村田健康福祉部長

多分1回目の説明のときはわかりにくかったようで、済みません。

今見ていただいた主要施策実績報告書の例えば129ページの表で、これと、実はきょうご説明に使わせていただきました教育民生常任委員会資料、資料1の22ページ真ん中のところ、この表の二つを実は並べて見ていただかないといけないんやなというのに今気がつきました。

主要施策実績報告書のほうは、検査をしたという実績だけでございます。教育民生常任委員会資料の22ページのほうにつきましては、その後の規格基準違反であるとか市の指標違反の数字が載っております。本当はこれを足したものが一つの表になっていなければ、見ていただいてわかりにくいのかなというふうに思いますので、次年度以降につきましては、この辺ちょっと工夫をさせていただきたいというふうに思います。

今年度につきましては、全体の検査の結果、市の指標の不適合が平成25年度6件ということでご理解賜りたいと思います。

○ 川村高司副委員長

だから、その辺の、改めてつくっていただいた22ページの中段の表と、129ページの一番下の数字が一緒、260件の859件でというのは、見ていればわかるんですよ。じゃ、市の指標、不適合の6件というのはどの項目で不適合だったのかというようなことを改めて今聞いていたんですけど、それはまとめて6件と書いてありますやんかというのを説明されたって、そんなん見たらわかる。だから、この食用、生食用カキで出たのか、学校給食、和菓子で出たのか、豆腐で出たのか。

○ 尾上健康福祉部参事

申しわけございません。じゃ、平成25年度の違反数について説明させていただきます。

まず一つは、調理ご飯。調理ご飯で一般細菌数の違反が出ております。あと、和菓子については、一般細菌数の違反が出ております。あと、おはぎ、草餅についても一般細菌数。

あと、洋菓子について、大腸菌群。それから、和菓子について一般細菌数、計6件の違反を確認しております。

○ 川村高司副委員長

そういうのをどうして結果として、ここに書くと何かまずいんですか。あえて聞かないと……。

131ページの畜産物、食肉の安全を確保するということで、適正な食肉検査の実施。で、目標が、研修会を実施すると、頻度を上げると安全率が高まるというのは、私にはその方程式が全く意味不明なんですけど、例えば、これにとどまらずなんですけど、そういう表のまとめ方というのか、今回でもその対象となっている件数は4000件だか何だかあって、違う、二千幾つか、そのうちの四百どんだけを言ってこういう結果でしたという話なんですよね。何をやってどういう結果だったのかというのが、本当に丁寧に説明しようという誠意が読み取れないんですけど、例えば、部署は違うのかしれませんが、薬事関連施設及び監視数というのでも、監視率がこれでいいのか悪いのかさっぱりわかりませんが、これ、同じ衛生指導課というのとはまた別ですか。

○ 中川雅晶委員長

別です。

○ 川村高司副委員長

別ですね。

もう単なる意見を言って終わりますけど、134ページ、犬・猫の収容数等の数も書いてあるんですけど、これも平成25年度の収容数は全部で98頭なんです。そのうちの返還したのが76頭で、譲渡が2頭で、処分が20頭、足すと98頭というふうに読まなければだめな表なんですよね。

○ 平田衛生指導課長

表の見方としてはそういう形でございます。

○ 川村高司副委員長

これ見て違和感を感じる方はいらっしゃらないですか。これ、見やすいというか、説明しやすい表のまとめ方というか、本当、稚拙な小言のようなことを言うて恐縮なんですけど、仕事をされて、それをどういう仕事の結果でしたというのを報告するに当たって、いかにわかりやすく伝えようとしているかというレベルの話だと思うんですけど、その辺、どういうふうに、この表が出てきたときに、部長は何と思われたんですか。

○ 村田健康福祉部長

済みません、ご指摘いただくと全くそのとおりでございまして、見なれてしまいますと、ついそういうものということで過ごしてしまいますので、もう本当に申しわけないんですけども、これにつきましては、先ほどの検査のところも含めまして、次年度に向けて、様式等ももう一遍検討させていただきたいと思います。

○ 川村高司副委員長

もう最後にしますけど、本当に膨大な仕事量をしていただいているのは本当にわかっていて、それをきちっとチェックというか監視というのか、見ているんですというのをするとき、いかに効率よく的確にしていくためのノウハウなりがないと、膨大なデータはさばけないですよ。だから、もうちょっとその辺、業務改善というか、ゼロベースでという話はしよっちゅう首長さん、されているんで、こういうところから見直していったかないと、チェックする側が大変……いや、そちらが大変やと思うんですけどね。何か問題があったときに、責任問題となったときに、いや、見ていましたとなるのか。なので、その辺もうちょっとゼロベースで見直していただければと思います。

終わります。

○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいですね。はい。

○ 小川政人委員

この129ページの260件という検体件数、抜き取り検査が260件だけど、これが多いか少ないかというのは全然わからんのやけど、こんな程度しか検査していないのかなという思いが、生食用カキなんか、3件しか検査していないということと、学校給食でも、48件、

これでスタッフ的に手いっぱいなのか、事業的にもこれだけ検査すればもう手いっぱいなのかというのがようわからんのやけどね。

○ 平田衛生指導課長

収去、抜き取りの検査、実施件数でございます。これが適正かどうかというところなんですけども、ほかの自治体とかほかの保健所とかは、その辺の数字、ちょっと今把握していませんので、その辺を見たりとか、ただ、スタッフ的にどうかということもご意見いただいています。

確かに、スタッフ、厳しい状況というところはありますけれども、ただ、現実、結果として、先ほども言いましたように、検査の結果で不適合が出ている、食中毒が発生しているということでございますので、その辺はゼロであるのがベストでございますので、適正な数字というのは一度検討してみたいと考えております。

○ 小川政人委員

手が足りないというのか、足りてもしていないのというのか、何か少ないなという思いでおるんですけども、生食用魚介類なんて検体数7という、信じられない……。四日市市内のスーパーとか、生食用の魚介類を売っている店が何件あるか、わかっておる、わかっていないやろな。たったその中の7件だけしかしていないということ。それはお寒い限りかなと思うんやけど、それはそれで、食中毒が余り発生してないで、いいといえばいいんやろうけども。

その食中毒のところで、ふえておるのに何かうまくいったみたいなこと、書いてなかったかな。食中毒1件から2件になったのと違った。違うたかな、見間違い。「食中毒発生施設に営業禁止処分や改善指導を行い再発防止に努めた。」で、昨年よりも1件ふえた。どういふ……。

○ 平田衛生指導課長

決して1件、2件だからいいというふうには考えておりません。ゼロがベストでございます。ですので、今後もその辺につきましては、事業者の方の食品の取り扱いとか施設の取り扱い、また反対に、消費者のほうの意識づけといったところを啓発に努めていきたいというふうには考えております。

決して1件、2件だからいいというふうには我々は考えておりません。

○ 小川政人委員

結果的に、あなた方がどうこうして食中毒がふえたとか患者数がふえたということではないやろうと思うんだけど、そこは別の問題ね。んだけど、ふえとんのやで、努めた、防止に努めたとだけで終わってしまうと、患者もふえたし件数もふえた、前年度比較してね。ならふえたんやんか。その書き方な。それはあんた方が悪いんじゃないんやろうけども、結果的には市内でふえたということなんですよね。再発防止に努めたけど、残念ながら件数と患者数はふえましたと書いてくれたら、ああ、そうかなと思うんやけど、何でも悪いことは書かんとこうと、午前中から言っておるんやけど、何か、きっちり書いたらええん違うかなと思って。

○ 平田衛生指導課長

表現の仕方が誤解を受けたようで、申しわけございません。その辺は真摯に受けとめて、表現の仕方、先ほど来、川村副委員長からもご指摘がありますように、ちょっと資料の作成の仕方がまずいところがございまして、その辺は今後の課題をさせていただきます。済みません。

○ 小川政人委員

課題って、そう大げさに言うほどのことでもないと思うんやけど、また表が出ておるんやで。

それともう一つ、食品衛生のあれで、例えば中国の鳥肉があって、あれが現実に四日市にはあの肉が市内で販売されたかどうか、あるのかないのか、その辺はどうなの。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

現実には市内で出回っておりました。

○ 小川政人委員

そういうところに、平成25年度には検査か何かで入ったことあるか、例えば抜き取りしたとか、そういうのもあるのかないのか。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

中国のその案件につきましての検査は行ってはおりません。

○ 小川政人委員

もっと言うと、輸入肉を扱っておるようなところに抜き取りとかそういうので検査に行ったことあるのかないのかというのは。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

輸入肉に関しましては、輸入のところで税関のほうで検査をしております。それから税関の検査を抜けて、すり抜けてと言いますとちょっと語弊があるかも知りませんが、市内に流通したものにつきましては、食品衛生法上の所管である我々の管轄といましようか、やるべきところではありますけれども、それについてまだやっていないのが現状でございます。申しわけございません。

○ 小川政人委員

やっていない。そういう事件が明らかになってからでもやったかやらんかというのはどうなんやろう。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

この案件につきましては、検査をした、そこのふん便とかという汚染であった案件でありますので、検査をして何か数値的に異常が出るというところが考えにくかった。そういうのがあればぜひ検査をして、もし、不正といいましようか、そういうものが発見できるようであれば、積極的にやりたいとは考えております。

○ 小川政人委員

ということは、別にそういう食肉が、鳥肉が市内で使用されて小売をされたけども、安全性には問題がないということでのいいの。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

済みません、ちょっと言葉が、説明が不足して申しわけございません。

私ども、検査して見つけるべきものは検査させていただきたいと考えております。ただ、今回の事案につきましては、行政側のほうから逐一回ってきたもの、まだプレス等々はされていないところもあるんですけれども、回ってきて状況を確認して、それで状況を、間違いなく物が汚染されておるといものが四日市市内に流通した場合は、店の調査等で販売をしないということで、検査というよりも、流通をさせないという対応はしております。

○ 小川政人委員

ちょっとようわからんけど、例えば、検査はしていないんやわな。そなん検査せんで大丈夫やということで検査はしていないけども、中国の現地ではそういうおかしな肉がまざって販売をされて、日本で小売をしている業者がそれを当然仕入れて使用した可能性もあるということがわかって何もしなかった。もう大丈夫やと思うとったから何もしなかったのか、する気がなかったのか、その辺はどうなのかな。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

決してやる気がなかったとかそういうわけではございません。当然、出回ってはいけないものは法に触れておるものでありますので、流通しないように業者にストップをかけせたり、調査の結果、それがそういうものという確定があれば、販売を中止要請をしたり、今回は対応はしたというのが現状でございます。

○ 小川政人委員

だから、あのニュースを見たときに、消費者の人たちは、多分中国の鳥肉に関しては食べるのをやめようとか敬遠をしたと思うんやけど、そういうのを調べに行ったことはないんでしょう。行ったの。行って、これは販売やめなよとか言ってきたのか、その辺はどうなの。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

行政ルートで、確実に物が汚染されておるといものがあると行政のほうで回ってくるんですけれども、それについて、四日市市内というのが現に来ておりましたですけれども、それについては業者のほうに言って、状況を確認して、そのロットで間違いはないというも

のはストップさせました。

○ 小川政人委員

したのならええけども、その検査もしていない、何もしていないというような、初めの言い方はそういう感じやったで、ちゃんとそういう水際でとめたんやということを初めに言ったらええんやない。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

申しわけございませんでした。ご指摘ありがとうございました。

○ 小川政人委員

それなら四日市の人も安心して、変なものはあれやなということがわかるもんでね。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。

ほか、ご質疑。

○ 豊田政典委員

2人の委員と結論は同じところに行きつくんですけど、21ページ、22ページの食品衛生検査所のほうでは、目的のところ「近年、消費者の食品への関心が高まる中、食品・食肉の安全安心が求められている。」と。衛生指導課の19、20ページ、目的は同じような文言で始まって、20ページ、4の課題、今後の方針のところではまた、対応が求められる中、強化するというようなことが書いてあるんですけど、関心が高まったり、安全・安心に対する取り組みが求められているというのは誰しもが認めることだと思うんですが、先ほどから指摘されているように、抜き取り検査の件数にしても施設監視の件数にしても、余り変わっていない、ほぼ横ばいですね。

これで何を今まで強化してきたのか、安全・安心が求められているのはもっと何年か前からだと思うんですけど、それから、今後の方針だよというのであれば、何を強化していくのか、どう変えていくのかというようなところを少し教えてください。

○ 平田衛生指導課長

確かに、収去の検査の数とか監視の数、大きく数字が変わったということにはなっておりませんが、食品の流通ルートとかその辺につきましても、また食の不安定な部分につきましても、そのときそのときにいろんな時勢によって事案がございます。特に最近であれば、食中毒に関しましては、ノロウイルスの関連とか食肉の関連といったところの食中毒の発生が高いということがありますので、重点的にその部分について監視をやったり、消費者に対しての啓発をやる、そういった部分で、強化というか、重点的な取り組みをしたいと。

また、最近の細かい事例でいえば、お祭りなんかの露天商での食中毒が発生したりしておりますので、そういった部分での強化というのは、そのときそのときの時勢を見ながらやっている、やっていきたいというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

言われることはわからないわけではないんですけども、だとすると、衛生指導課のこの目的に書かれている、食中毒の未然防止に努めですけども、減らすことにはなっていないという結果をまた言いたくなるし、食品事故の未然防止、どれだけ防いだんだというような議論にもなっていくし、検査件数、抜き取り件数が、先ほども指摘があったけれども、これ以上無理なんだということならば、人員不足なら人員をふやすべきだろうし、強化していくという以上ね。そうじゃなくて、これで十分なサンプル数——サンプル数なのかな——抜き取り数なんだというのであれば、また違う議論になるし。

どうもここに書かれている言葉がなかなか信用できないというか、矛盾も感じないわけでもないし、お互い、同じ課の同じ所属の中でもね。だからもう少し、何か、書いた以上は責任を持った取り組みをやっていただくというのが余り感じられないんですよ。どうですか。

○ 平田衛生指導課長

先ほど来、ご説明させていただいていますように、監視とか収去の数字が適正な数字がどれか、それは全てをやれば100か、それは100になるんですけども、それは仕事量との見合いというのがございます。

ですので、その辺につきましても、結果としては食中毒が発生していないとか、おかし

な食品が出回っていないというのが、ゼロになるというのが一番最終的な目標ですので、それに近づけるにはどうしたらいいか。この数字が適正かどうかについては、先ほど来、なかなか難しいところがございますので、その辺はいろんな事案を見ながら抜かりなくやっていきたい。職員数がどうかという話もございますが、それは仕事量との見合いというところがございますので、その辺はまた別の次元で検証してみたいと考えております。

○ 豊田政典委員

納得いかないところもあるんですが、我々は皆さんのやられた1年間の仕事を見て、成果を見て、問題点を考えて議論するというのがこの決算審査なんですけど、そこで先ほど副委員長が言われたような資料の作り方について、考え直してもらう必要があるのかなと。

これはきょう朝から何度も、目的は達成されたのか、数字はどうなんだと私は同じようなことを聞いていますけど、追加資料をつくっていただいた意図というのはまさにそういうところであって、食の安全・安心だけのことじゃないんです。部長、先ほどから、来年度から資料の作り方を再検討と言われるけれども、この事業、検査、監視の事業だけじゃなくて、全てにわたって、全てを変えるのは難しいのかどうか知りませんが、これこれこれだけの金を使ってこんなことをやりました、何かやりましただけで終わっている資料が大半なんですよね。健康福祉部だけじゃないです。少なくともこの委員会所管部局は全部そうなので、作り直してもらっていますが、全ては作り直せないで、一部でも作り直してもらったのはありがたいと思うけれども、それはもちろん必要だけど、幾ら使って何をやった、そこでどんな成果があった、なかったか、課題があったかということ、みずからの総括を出してもらった上で、我々はそれに対して決算審査を行いたいということで資料請求をしたんです。

だから、資料の作り方、見直ししますよというのであれば、健康福祉部全体の資料の作り方を見直してもらわなきゃいけないなというふうに思っているんです。

以上。

○ 中川雅晶委員長

部長、一言ありますか。再度。

○ 村田健康福祉部長

いろいろとありがとうございます。先ほどもちょっとご答弁申し上げましたけど、もう一遍見直すと、これはちょっとな、ご指摘のとおりやなというところが出てきますので、これについてはもう一度きちんと中で検討させていただきたいというふうに思います。

○ 小川政人委員

さっき屋台の話が出たで、あれなんだけど、屋台で食品を売る場合、検便をして、それから許可をするのに許可手数料も取るよね。許可手数料って何のため。検便は検便で検便検査料を払うんやけど、例えば地域でバザーなんかやったら、1日4時間ぐらいするだけで営業許可かなんか、許可手数料を結構とっていくんだけど、あれ、許可とって何かを見に来たかという、ただ判を押しただけかな。どういうあれなの。

○ 平田衛生指導課長

屋台もそうですけど、一般の飲食店、営業店とかもそうなんですけれども、検便については私どもが行うことではないんです。許可手数料については、要は、許可を出すについては施設を見に行かないかんもんで、その辺の審査料という意味合いでの手数料。

○ 小川政人委員

僕、食品の店を出したけど、許可手数料を払ったけど、見に来てもらうたことないのな。ここ何年か、そんな見に来てって聞かん、全然聞かんだよ、見られたこともないわ。

○ 中川雅晶委員長

ちゃんと答えてくださいね。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

済みません、小川委員のご指摘の業態は臨時営業かと。1日とか1週間以内でやる、それこそバザーであるとか夏祭りでありますとか、それが件数が多いという、ちょっとこれが理由には当たりませんのですけれども、1日であるとか簡易なものということであるので、現状、臨時営業については許可申請の確認、立ち会いの確認までは行っていないのが現状でございます。

○ 小川政人委員

判を押すだけやったら高い金とるなよ。今課長は見に来る、審査料という意味合いでという金とっておるんやけど、そうじゃない、そんなん省いておるといふんやったら、金とるだけやないですか。

だから、そういう例えば臨時的にとかバザーでやっておるのに、そういう営業でも何でもないのに、許可手数料かなり高いで、そういうのをちょっと、一緒でしょう、だから営業をずっと続けておるところと。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

金額だけをいうと、臨時営業であれば2000円、一般の固定店舗であれば1万6000円の手数料をいただいております。

○ 小川政人委員

2000円に負けてくれておるといふ、印鑑を押すだけやで、2000円でええわということやな。もうちょっと安くしてくれな困る。

○ 平田衛生指導課長

負けているというわけでは……。金額については先ほど言わせていただいて。

申しわけないですけど、つけ足しではございますけれども、最近確かに臨時営業の露店、祭りとかそういう部分については、時々そういう食中毒がございまして、ことしについては、大規模なイベント、四日市で行います4月の三滝通りのバザールと四日市祭と花火の露店につきましては、当日、各露店を回らせていただいて啓発をさせていただいたところでございます。

よろしく申し上げます。

○ 小川政人委員

露店やと、そうすると、場所が変わるたびに、一業者だけと違って、場所が変わるたびに許可手数料をとっておるわけ。

○ 平田衛生指導課長

1日だけ上げるというようなバザーとかそういうのについては、1回限り。先ほど言いました、今1週間ぐらいの、たまに長いのがありますが、あちこち回る方、見えるんですけれども、露天商という名のもとにあちこち頻繁に出される方については、5年の有効期限で、露天商ということでの許可というのがございます。先ほど言った、数日間については臨時営業ということでやらせていただいている。

○ 小川政人委員

5年やと手数料は幾らですか。

○ 平田衛生指導課長

臨時営業が先ほどの2000円で、5年間の露天商については8000円ということでございます。

○ 小川政人委員

ちょっとアンバランスと違う。5年分許可してくれたら8000円で。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。

ほかの質疑、まだ質疑ある方、おられますか。1分。時間が大分経過しておるので、ほかあるんやったら。どうします、そのまま行きますか。それとも休憩。

じゃ、10分だけ休憩させていただきます。再開は4時10分をお願いいたします。

15:59 休憩

16:09 再開

○ 中川雅晶委員長

休憩前に引き続き、質疑を受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 樋口博己委員

先ほどの食品の19ページの、小川委員の質疑の続きみたいな感じなんですけど、19ページの食の安全・安心対策事業、監視部門で、それで、下の、さっき食品営業許可で1万6000円とか何か金額を、話が出ておったんですけども、これ、全ての総数が5970件で、平成25年度は2299件、半分弱ですよ。立入検査ですよ、これ。監視指導ですか、行ったのが。細かく業種によっては、食肉処理業なんかはほぼ全部やっていますけど、これ、そういう許可手数料、お金をとって検査、指導しているというんですけども、これ、年に1回来ていないという計算ですよ。店によっては3年に1回ぐらいしか来ていないということになるかと思うんですけども、その中で、昨年度2299件指導した中で、20ページの表3の中でこんな件数で不適指導項目があったという話なんですけれども、これは年に1回ぐらいは指導に行くべきじゃないかなと思うんですが、この現状はどうなんでしょうか。行けない現状というか。

○ 平田衛生指導課長

監視の計画につきましては、主要施策実績報告書の128ページの一番上の表に、違う表に違う形でとりまとめさせていただいています。現実、監視につきましては、全て数字的には回っていないんですけれども、業態によりまして、特に大量の食事を提供するようなものから順番にランクづけをしまして、AランクからDランクまでランクをつけまして、Aランクにつきましては1回300食以上、1日750食以上提供するような飲食店のようなものをいうんですが、それにつきましては年に2回以上回る。Bランクは年1回、Cランクにつきましては3年に1回というような計画をもちまして回っているというのが実績でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、これ、A、B、C、Dでランキングをつけて、Dは監視頻度がなしになっていますが、これは4年に1回とか5年に1回とかいう形になるんですか。

○ 平田衛生指導課長

Dランクにつきましては、随時に行くと。内容については、許可上、自販機も一応許可の範疇に入っていますので、そういうようなものにつきましては食中毒の発生というのは

ほとんど見られませんので、随時行くという形で、特に決めていないということでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、Dは除いても、A、B、C、それぞれランクあるんですけども、これは不適指導項目が多く発生したというのはどういう分布になるんでしょうかね、A、B、Cで分けると。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

済みません、これにつきましては、監視指導の件数としてこういう数字を挙げさせていただいてはおるところでございますけれども、この数であったというところ、事実だけのものであります。申しわけございません。

○ 樋口博己委員

そうすると、例えばAの事業所で、清掃・消毒で不適指導があった場合に、改善されたかどうかを確認はされると思うんですけども、A、B、Cのランク以外でこういう不適に対する対応というのはどのようにされてみえるんでしょうか。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

済みません、まことに申しわけございません。この項目につきまして、委員ご指摘のように、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクの施設別の件数を出すべきだったと思います。今、これCランクがほぼ主になっておりますので、Aランクが今実数として把握できていませんけれども、そういった表になっておるのをご理解いただければと思います。

○ 樋口博己委員

それは、おおよそそういうふうな傾向があるという答弁なんですかね。それはわかりましたけど、不適指導項目が出た場合に、その翌年度というか次の検査の対応というのはどのように対応してみえるんでしょうか。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

監視表というのがありまして、前年の監視表をもとに、そこに前年の指摘事項ということを書かせていただいて、それを持っていきまして、施設、前年の指摘事項がまず改善されているかというところから入りまして、新たにまた何か、思いつくという語弊がありますけれども、監視で気になるといいますでしょうか、そういったところを今回の指摘事項として挙げさせていただくという手法をとっております。

○ 樋口博己委員

Cのランクで3年に1回指導に入って、不適があって、次来るのはやっぱり3年後なんですか。その辺のことをお聞きしておるんですけども。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

不適の度合いにもよるんですけども、例えば手洗いに消毒薬がなかったのという指摘をさせていただいたときには3年後になってしまいます。翌年度に行かないという形には、行かないという語弊がありますけど、軽微なものに関しましては、定期的なもので、重篤と判断できるようなものであれば、来年と言わずにできる限りの、例えばドアがついていない状態であれば、ドアがついた時点での確認というようなところでは行っておるのが現状でございます。

○ 樋口博己委員

軽微とかいろいろな度合いもあると思うんですけども、何らかの形で、直接訪問しなくても、改善されたら改善の報告を出してもらおうとか、何かそんなことはしていないんですかね。訪問して現場を確認することが全てではないと思うんですけども、そんなような対応はされていないのでしょうか。

○ 佐藤衛生指導課生活指導係長

そうでございます。電話等々で対応させていただく事案もありますけれども、それにつきましては、今回の表のほうにも挙げさせていただいていないので、委員のご指摘のように、そのあたりも含めて、何でもかんでも行くということではなくて、必要に応じて必要な監視を行って、ただ、件数としては実数として挙げさせていただいて、委員の皆様にご確認させていただくというような作業が必要かと思っておりますので、そのように検討したいと思

ます。

○ 樋口博己委員

少ない人員の中でこうやってランキングをつけて監視いただいていると思いますので、効率的に、無駄のないような監視を今後もお願いしたいなと思います。

よろしいですか。

○ 中川雅晶委員長

はい、どうぞ。

○ 樋口博己委員

そして、次のページの検査部門のほうなんですけど、22ページのと畜検査結果頭数なんですけども、これは牛も豚も異常なしが年を経るごとに少なくなって、一部破棄とか全部破棄とがふえているんですけども、これは何かこうなる要因というのか、そういうのはつかんでみえるのか、何かの原因があるのかどうなのか。

○ 廣瀬食品衛生検査所長

特に原因の把握はできていません。相手は生き物ですので、疾病については毎年のように変わるという判断で、特にその辺のところは把握していません。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、これはどうなんですかね、牛なんかだと、平成23年度は異常なしが1823頭なんですけど、25年度は1190頭に大分減っているんですけども、何か、逆にこういった状況の中で、いろんな指導というかアドバイスというか、そんなようなことはしてみえるんですか。

○ 廣瀬食品衛生検査所長

牛に関してふえているのは、持ち込まれる牛の種類によって、やはり疾病を抱えている牛が多いものが、多く運ばれてくるところもありまして、その辺は業者が持ち込む

牛がその都度種類が違う。肥育牛として、いわゆる和牛であったり、ホルスタインでも食肉に回すための肥育牛であるというものと、それ以外の、いわゆる酪農で使われる搾乳牛が役目を終えて廃用として持ち込まれるもの、そうするとやはり疾病はふえてくるということで、その辺の数はふえているということは把握しています。

○ 樋口博己委員

ちょっと僕もなかなか理解できませんけども、業務としては、食品の検査を確実に実施して、食の安全・安心が一番の使命だと思いますけれども、そういった、何ですかね、健康な状態の牛とか豚を飼育できるような、そんな指導をするということではないんですかね。そんなことはないんですか。

○ 廣瀬食品衛生検査所長

こちらの食品衛生検査所で指導するという立場にはありませんが、疾病情報についてはフィードバックという形で、農家に今月はこんな疾病情報でしたということでフィードバックは行っています。それについて、農家がどこまで活用するかというところはなかなかこちらではまだ把握はできていない部分がありますが、そういう形になります。

○ 樋口博己委員

わかりました。先ほども言いましたとおり、食品の検査を実施するという使命を確認、厳格にすれば、こういうはねるところが出てくるのかなと思いますけれども、そんな情報もしっかりお伝えいただいて対応いただきたいなと思います。

済みません、もう一点。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 樋口博己委員

主要施策実績報告書の120ページなんですけども、保健予防課のほうで、三重県四日市庁舎使用料とありますけど、これは北館、南館、犬舎それぞれで725万5769円となっていますけど、これは食品衛生検査所がこの4月からスタートして、これは平成25年度の実績

なのであれなんですけども、これから減る分があるかと思うんですが、その内訳を教えてくださいいただけますか。

○ 白木保健予防課長

保健予防課、白木です。

今委員のご質問の件なんですけれども、現在、平成25年度実績は、北館と南館、それから犬舎、そして駐車場の使用料が入っております。来年度、同じ今回の、きょうの場でお話ししていく分につきましては、北館の175.20㎡と犬舎の48.42㎡の分だけ、金額としては160万6267円を先日先払いということで既にお支払いさせていただいております。

公用車の使用駐車場につきましては、来年度は使用駐車場を全部食品衛生検査所の駐車場を使うということで、駐車場の使用も来年度はございません。

○ 樋口博己委員

わかりました。だから、今年度平成26年度からは160万円程度だということですね。

○ 白木保健予防課長

そのとおりです。

○ 樋口博己委員

わかりました。

あと、134ページのところなんですけど、犬と猫の係留収容数のところで、一番下の相談受付数なんですけど、これ、平成24年度から25年度に相談件数が減ってしまっていて、係留件数なんかは犬も猫も若干は減っているんですけども、この辺の相談件数はふえるようなイメージがあるんですけど、これはどういった状況なんでしょうか。どのように分析してみえるんでしょうか。

○ 平田衛生指導課長

総数的には3700件から3100件ぐらいということなんですけれども、どういう部分で減ったかという、いろんな相談事がございますので、その総数の3000件の中での増減ですので、例えば、内訳を見ると、失踪についての照会が200件ぐらい減っていますし、苦情なんだ

ろうとは思いますが、その辺でも放し飼いの苦情が減っているとか、ふん尿公害の数が減っている、それを総数を細かく足していくとちょっと増減があったというような中身でございます。

○ 樋口博己委員

去年の10月ですか、動物愛護法が改正されて、より相談業務がふえるようなイメージがあるんですけども、要するに受け付け拒否とかそんなことも盛り込まれていたかと思うんですけども、そういった中でも、結果的にこういう数字なのであれなんですけれども、相談業務というのは、今後の見通しとしてどうなんですかね。どのように見通してみえるんですか。

○ 平田衛生指導課長

動物愛護法が変わってその影響がというのは、今のところは出ていないのかなという感じがしています。

ただ、今後どうなるかについては、今まで、ことし半年間たつての状況を見ても、そんなに引き取りの拒否とかそういう部分についてどうかというのも余り反映されていませんので、余り相談とかその辺で数字が変わってくるというような状況ではないのかなと思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、係留とか収容数というのは、犬・猫というのは去年と比べてさらに数は減っているという状況なんですか。今、半年たつてということなんですけれども。もし現状で数字がわかれば教えていただきたいんですけども。

○ 平田衛生指導課長

申しわけございません、ことしのその状況については、今数字的なものは持っていないので状況がわかりませんが、現実、犬の引き取りとか捕獲については、経年的な状況を見ると減っているというのは確かな傾向だとは思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。今後、殺処分ゼロにしているところもありますので、さらに取り組みをお願いしたいんですけども、これは今年度も、四日市庁舎の使用料で、北館と犬舎を借りているという話で、犬舎で県の施設を今借りているということなんですけども、これは要望ですけれども、お考えもあるかと思えますけれども、いつまでもあそこで犬舎を借りている状況にはないと思っていますので、保健所を持っているからには、先進市、ご存じだと思いますので、動物愛護センターなりのことも、構想もおありだと思いますので、それでしっかりと今後の取り組みをお願いしたいと思います。これは要望です。よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑のある……。

○ 川村高司副委員長

ちょっと1分で終わる質問が一つと、先ほどの本当に蛇足的な質問で恐縮なんですけど、19ページと22ページの真ん中の表の検体件数の数字の違いは、どこの資料のどこの数値を足し引きするとこの数字の説明がつくかだけ教えてもらえれば。

○ 平田衛生指導課長

質問は、多分検体数、19ページの資料、平成25年度332件と260件の違いということかと思えます。申しわけございません、ちょっと資料には出ていないんですけども、この差につきましては、桜町にごございます三重県保健環境研究所のほうで検査をしていただいている数ということでございます。

○ 川村高司副委員長

それはどこにも説明は書いていなくて、今いただいている資料の中で読み解くことは不可能なことで、この数字の信憑性というのはどうやって担保というか、そういうふうに読めということですか。

○ 平田衛生指導課長

その差についての説明は欠落しておりました。申しわけございません。

○ 小川政人委員

今の、そうすると、県に委託しておるとのこと。

○ 平田衛生指導課長

そうです、委託でございます。

○ 川村高司副委員長

これだけではないんで、言いたいことは。

あとは、20ページが一番下に、豊田委員も言われていましたけど、最終的には「市民への確かな情報提供と啓発に努めていく。」ということで、的確な情報提供というのはどういうふう認識されているのか。要は、食の安全・安心を監視する部門として、市民に具体的にどういう情報提供をされるおつもりか。

例えば、そのページが一番上に監視時不適指導項目で、清掃・消毒、施設の消毒などが、これは不備が45件とか、手洗い場の不適など52件、食品衛生責任者の登録・検便等の未実施が29件、食品の保管状況（温度管理）が不適というのが21件あってというのは、これ、何回かやったら実名公表するとか、1回でも実名公表するとか、市民感覚からいくと、これはどこですかというのが的確な情報として知りたいんですけれども、その辺の考え方をちょっと説明していただけますか。

○ 平田衛生指導課長

先ほどの最後の、具体的にどこでどういう事案があったというところまでは、公表というところまでは今検討はしておりませんが、今言われたように、監視時にこういうような不適合がございましたとか、あとは、いろんな食品上の食中毒に至るような状況が今どういう状況にあるとか、現実には発生した場合にはどういうのが発生したとか、あと、食中毒にならないような啓発について、そういったような情報を、適宜ホームページ、広報などで発信していくというような意識でございます。

○ 川村高司副委員長

今現在、情報発信は项目的に何かされていますか。

○ 平田衛生指導課長

ホームページでも、先ほど言いましたように、監視時の不適合項目がどういうのがあったとか、収去検査の数字的な結果がどうだというのは今ホームページに載せていますし、広報についても、食中毒の時期になれば、こういう手洗いとか、そういうのに気をつけましょうといったような発信の仕方を今現在はしております。

○ 川村高司副委員長

よく行政としては、市民目線でとかというような言葉があちらこちらで聞いたりはあるんですけども、そういう観点というか価値観というか、情報発信の、何というんですか、スピーディーさと正確さとを兼ね備えて初めて仕事を。情報発信しなければ仕事をやっていないのと一緒にですからね。内々でやっていましたというだけで、結果がどういうアウトプットですかというのが市民がわからなければ、いや、こんなにやっているんですといったところで、全くやっていないのと一緒にになってしまいますよね。

なので、例えばこれ、監視時不適指導分類のこういうデータは、ある意味こういう場で公表していることにはなるんですけど、こういったことも含めて市民に情報提供していくというのは、別に、その辺の考えはおありですか。

○ 平田衛生指導課長

済みません、先ほど言いましたように、この辺のデータについては今現在もホームページでやらせていただいています。

○ 川村高司副委員長

公表するときのスタンスとして、この表の真ん中の、表5ですか、6件不適切で、最終的には適合率が100%と、ぱっと見ると何も問題なかったかのように見えますよね。だから、6件検査して6件が問題なかったように見えるまとめ方なので、くどいようですけど、その辺きちっと受けとめていただいて、よろしくをお願いします。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑の……。

○ 小川政人委員

さっき、県に委託をしておるといふ話やったよね。そうしたら、検査結果、市の金で委託をしておるんであったら、当然ここに検体数も、何を検査したんや、市が、何を県に委託して何を検査したんやというのが出ていないわな。予算は使っておるわな。聞くのを忘れた、表にするときに聞くのを忘れた。

○ 平田衛生指導課長

全くもって、どこの資料にも表現させていただいていなかったということで、申しわけございません。

○ 小川政人委員

だから、決算審査をやっているんやで、県にも委託料を払って、委託料を払っておった以上は、どんな仕事をしたとかというのは当然書かないかんやな。結果は多分、これも6件が、市の検査で6件が出ておるといふことやで、県に委託した部分については不適件数というのとはなかったんやろうと思うけども、委託したら委託先にちゃんと仕事を書いておかなあかん。

○ 中川雅晶委員長

資料の提出を求めますか。要らないですか。

○ 小川政人委員

今度から直してくれたらええ。

○ 中川雅晶委員長

優しいですね。

○ 小川政人委員

仏の小川ということで。

○ 平田衛生指導課長

申しわけございません、何点かいろいろと、委員の方からいただきましたので、反省しておりますので、次回、気をつけたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑ございますか。ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ない。ないようですので、質疑はこれで終了とさせていただきます。

それでは採決に入らせていただきますが、一般会計とそれから特別会計、それぞれ分けて確認をさせていただきますので。

○ 小川政人委員

分けて。

○ 中川雅晶委員長

はい、分けて。

それでは、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、四日市市一般会計の歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）の部分について、ここの案件で、全体会へ審査を送る事項、討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なしであれば、採決をさせていただきます。

この部分について、認定すべきものと決することに異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。

○ 中川雅晶委員長

次に、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、国民健康保険特別会計の部分について、全体会へ審査を送る事項、討論のある方。

○ 小川政人委員

国民健康保険特別会計の決算の中において、地方税法第17条かな、17条に違反をしている内容が決算に反映されているわけですから、それについては法律違反である。法律違反を我々が認めるわけにはいかないので、法律違反ということで、認定をしないという側に立ちます。

あわせて、全体会に諮ってほしいなど。

○ 中川雅晶委員長

ほか、討論はございませんか。

○ 豊田政典委員

今の国民健康保険特別会計についてですけど、議論されているのを聞いていて、決算認定とは何ぞやというようなことを少し考えていたんですが、確かに平成25年度の決算というのは、幾ら使ってこんなことをやったということについて認定するかどうかですよ。平成26年度にあって、その法解釈が間違っていたというのがわかって、それを違反、違反というか、間違っているから決算自体を不認定というのは少し違うのかなと僕は思っているんですよ。

だから、全体会に上げるのは賛成しますけれども、確かに平成25年度やったことは間違

っていないというか、金もそのとおりだし、やったことについて後でわかって、間違っていたからこれは不認定だよというのはそうじゃなくて、不認定という場合、いろいろあると思うけれども、改めて過去1年間を見た中で、これは認定しないことによって大きな猛省を促し、また改善を求めていくと判断した場合に不認定ということなのかなと思うんですけども、そこまでの大きなものだとは僕は思っていないし、間違いというか、解釈の間違い、確かに間違いであったんですけども、それをもって、今の時点で不認定というのはどうかな。

ただですね……。

○ 小川政人委員

反論。

○ 豊田政典委員

ただ、健康福祉部として、たしかに、議論あったように、今振り返ってみて、あれは間違っていたのでどうのこうのというのはあってもよかったのかなと思うし、なければ議会でそういった意見を明記するという方法がいいのかなと僕は思っているので、不認定とは私は思いません。

○ 小川政人委員

豊田委員の意見と違うんだけど、行政は法律によって動いていくわけですね。法治国家である以上は法律を守っていくという必要があって、そして、還付加算金については法律できちっと、地方税法第17条の何項やったかな、3項か1項か、その辺の違いが、解釈の誤りがあったんやろうと思うんやけど、その項目に違反した業務をやっていたということであるので、当然これは法律を違反しておるわけです。法で、我々がやっておるのは、審査をするのも、法律を守ったか守らなかったかということを我々が決算認定についても決算の中で調べていくわけですから、当然、法が守られていなかったということがわかっている限り、今までは知らなかったんや、残念ながら無知であるか、細かく内容まで把握をしていなかったから知らなかった。でも、現実に法違反が行われておったという、何年かにわたって行われておったということであれば、特に過去のやつは別として、平成25年度はそれが、法違反が行われておったということていくと、法律を守っていない、業務をき

ちっとやっていなかったということで、後から気がついたとか解釈問題という問題じゃなくて、守るべき法があるのに守らなかったのは、それは後からにしても何にしてもあかんということで。法違反を反映しておる決算であるということは間違いのないやから、不認定というのが僕の。

○ 豊田政典委員

今回、国民健康保険料と介護保険料と個人住民税があるわけですよ。今の考え方でいくとすれば、一般会計も不認定にすることにせざるを得なくなると思うんですよ。

小川委員、質問ですけど、その考えで間違いはないですか。

○ 諸岡 覚委員

討論でしょう。質疑の時間じゃない。

○ 豊田政典委員

と僕はと思いますが、討論があれば求めたいと思います。

○ 小川政人委員

ただ、今一般会計のところをやっておるわけじゃないもので、ただ、前から言っているように悩ましい問題は、2000億円の一般会計があって、何百万円かが法律違反が行われたという部分でいくと、そこを僕としては認めないという方向です。

これが予算であれば、その部分は、諸岡委員じゃないけど部分修正をして通していけという話なんだけど、決算認定はそういう仕組みになっていないもので、あくまで業務が法に照らされてきちっとやられたかということでいくわけですから、それはもう法律違反があったということで、私は全部不認定にせざるを得んと思っています。

○ 中川雅晶委員長

ほか、討論のある委員の方、おられますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なしと認めます。討論は終結させていただいて、これより採決に入ります。

国民健康保険特別会計の部分について、認定すべきものと決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

3対2。賛成多数です。

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、介護保険特別会計の部分について確認をしていきます。

まず、全体会へ審査を送る事項、討論のある方。

○ 小川政人委員

結局同じことなんやけど……。

○ 中川雅晶委員長

同じことですね。

○ 小川政人委員

もう省略な、同じこと。

○ 中川雅晶委員長

同じことですね。

それでは、同じく介護保険特別会計の部分の採決をとらせていただきます。介護保険特別会計の部分の決算を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

賛成多数です。

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、後期高齢者医療特別会計について、全体会へ審査を送る事項、討論を求めます。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なし。後期高齢者医療特別会計の部分について、決算を認定すべきものと決することに
ご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。

以上により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で分科会として決算認定は終わりましたが、全体会へ審査を送ることについて諮らせていただきたいと思います。これは国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の還付加算金について、一緒に、同時に上げるかどうかということも諮らせていただきたいと思います。この国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計の還付加算金を全体会に上げることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計の還付加算金について、賛成多数で、全体会へ上げるということに決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計の還付加算金について、採決の結果、賛成多数により全体会へ送ることと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で健康福祉部の決算の認定に関する審査は終了とさせていただきます。

本日はこれにて審査のほうは終了させていただいて、明日、補正予算、一般議案並びに協議会という形でさせていただきますので、よろしく願いいたします。どうもお疲れさまでした。

16 : 49 閉議